

《研究ノート》

オットー・ルードルフ（1845—1922）について

—東京大学ドイツ法講師から司法省顧問・裁判所構成法原案起草者へ
（付・明治18年9月「裁判所組織及裁判手続ニ関スル意見」）—

小 柳 春 一 郎

はじめに

- (ア) 来日前のオットー・ルードルフ
 - (a) オットー・ルードルフ判事
 - (b) 東京大学法学部のパンデクテン法学への期待
- (イ) 来日後のオットー・ルードルフ
 - (a) 東京大学講師
 - (b) 司法省顧問

おわりに

付・明治18年9月「裁判所組織及裁判手続ニ関スル意見」

はじめに

本稿は、裁判所構成法（明治23年法律6号）の原案を作成したオットー・ルードルフ（Otto Rudorff, 1845-1922）について、その経歴を中心に論ずるものである。オットー・ルードルフは、東京大学法学部講師を経て、司法省顧問となり、裁判所構成法原案を作成し、更に成立した裁判所構成法について注釈を残したことで知られる。裁判所構成法は、裁判所法（昭和22年法律59号）制定により既に廃止された法律であるが、近年は法制史的関心のみならず、実定法的関心からの研究も現れている¹⁾。同法自体の立法史の本格的検討のためには、起草者であるオットー・ルードルフについて明らかにする必要があると考

えられる。本稿は、そのような観点からの検討である²⁾。

ドイツの平凡な裁判官であったオットー・ルードルフは、東京大学法学部がドイツ法学の重視を打ち出したことに応えてその最初のドイツ法講師として明治17(1884)年来日したが、翌年からは法務省顧問として裁判所構成法の起草に当たり、その公布を見て明治23(1890)年に帰国したのである。本稿の目的は、このオットー・ルードルフについての検討であるが、これまでの研究に比べて、いくつかの点で特徴がある。それは、①ルードルフの経歴等について従来知られている資料を集めたこと、②ルードルフ招聘の理由について東京大学資料を検討して、パンデクテン法学講師として期待されていたこと及び青木周蔵が実際の選任に大きな役割を果たしたことを明らかにしたこと、③司法省への雇替に関して国立公文書館所蔵資料により当初の契約及び2回目の契約の内容を紹介したこと(東京大学とルードルフの御雇契約そのものについては、今後の課題である。)、④ルードルフ周辺のドイツ人法律家であるミヒャエリスの資料を基本にしなが、ルードルフの性格や家族について論じ、第2回目の司法省との契約については家族の後押しがあったことを明らかにしたこと、⑤

1) 裁判所構成法についての歴史的研究として、染野義信「近代司法の確立——(司法制度)法体制確立期」同『近代的転換における裁判制度』(勁草書房、1988年)が優れたものであり、検討の基礎を築いた。その後の重要なものとして、楠精一郎『明治立憲制と司法官』(慶應通信、1989年)、新井勉「裁判所構成法の施行と司法部の人事(1)、(2)——日本大学精神文化研究所『松岡康毅日記』を使って——」日本法学64巻3号、4号(1998年)、梅田康夫「執達吏手数料制の成立について」金沢法学47巻2号(2005年)9頁など。更に、実定法的関心からは、岡田正則「明治憲法体制確立期における国の不法行為責任——国家無答責の法理と公権力概念——」南山法学30巻1号(2006年)50頁以下、松本克美「『国家無答責』の法理と民法典」立命館法学2003年6号(292号)353頁以下などがあり、戦前における「国家無答責」法理のあり方について検討し、その一環として裁判所構成法について論じている。

2) なお、本稿自体は、筆者の経界確定訴訟についての検討の一環であり、そのため、年表では物権法関連規定について、重点的に採り上げている。というのも、裁判所構成法14条2号(ロ)において「不動産ノ経界ノミニ関ル訴訟」が価額を問わず裁判所の管轄であったことは、多くの論者の疑問の対象であったし、雑本説をはじめとする形式的形成訴訟論の出発点となった(この点については、例えば、高橋宏志『重点講義 民事訴訟法 上』(有斐閣、2005年)78頁)。そのため立法史的検討が必要であると考えている。

当時在日していた宣教師シュピンナーの日記を手がかりに、明治18年当時においてはオットー・ルードルフ、ミヒャエリス、青木周蔵の間に職務以外にキリスト教信仰を通じて密接な関係があったことを明らかにしたこと、⑥付録として明治18年9月にオットー・ルードルフが作成した「裁判所組織及裁判手続ニ関スル意見」を全文掲載し、ルードルフが明治18年9月段階で既に裁判所構成法案の準備を進めていたことを指摘したことである。

裁判所構成法に密接な関係を持つ当時進行中の立法としては、旧民法財産編(明治23年法律28号)、旧々民事訴訟法(明治23年法律29号)がある。旧民法は、実体法であるから、裁判所構成法とは異質のものと考えられるかも知れないが、ボワソナード起草の旧民法は、少なくともその物権法関連規定において一定の手続法のあり方を予定し、また要請していた。このために、この点もまた視野に入れる必要がある³⁾。旧民法はフランス人法学者ボワソナード、民事

3) 例えば、次の指摘がある。「戦前に法学教育を受けた人達の脳裏にはかなり鮮かに残っていると思われる裁判所構成法14条2号は、価額にかかわらず区裁判所の管轄に属するとされるもの一つに、『占有ノミニ関ル訴訟』をあげていたのである。裁判所構成法の母型となったドイツの裁判所構成法23条にも該当規定のみられないこの定めが、どのようにしてわが裁判所構成法の中に設けられるに至ったのかについては、確言を留保したいが、占有訴訟とか不動産経界訴訟(裁構法14条2号(ロ)参照)を、最下級裁判所の所管とする旨の明文を置くことは、フランスの裁判所の管轄規定にみられるところであるし、とくに占有訴訟を治安裁判所(現在は小審裁判所)の管轄に属させることが、フランス法上の占有訴訟の本権訴訟に対する一つの特色を形作ることはさきにもた通りである。」(三ヶ月章「占有訴訟の現代的意義」同『民事訴訟法研究第3巻』(有斐閣、1966年、初出は、1962年)47頁)。これは、裁判所構成法に対する旧民法の影響がありうることを明らかにしている指摘である。なお、フランスでは2005年 Code de l'organisation judiciaire [司法組織法典] 改正の一環として、占有訴訟を現在の最下級審である小審裁判所(治安裁判所の後身)の管轄と規定していた司法組織法典[命令部分] R.321—9条2号が2005年3月13日2005—460デクレ8条により廃止されたことにより、地裁相当の大審裁判所が占有訴訟の一審を管轄することになり、その管轄上の特別扱いはなくなった(参照、Loïc DADIET et Emmanuel JEULAND, *Droit judiciaire privé*, 5e éd., 2006, n° 346)。この改正は、簡易な紛争解決制度としての占有訴訟制度が仮処分類似のレフェレに代替されて死文化しつつあることの反映であるとの分析がある(P. HILT, De l'utilité des actions possessoires, *Gazette du Palais*, Doc. 2005, Doctrine, p. 2561)。なお、境界確定訴訟は、従来通り小審裁判所の管轄である(同321—9条3号)。

訴訟法はドイツ裁判官テヒョー、裁判所構成法はドイツ裁判官オットー・ルードルフが起草者であり、それぞれの法律自体が成立するまで複雑な経過をたどり、これを理解することも簡単ではなかったし、また裁判所構成法については条約改正との関連があった。この点、旧民法については大久保泰甫＝高橋良彰『ボワソナード民法典の編纂』（雄松堂、1999年）、民事訴訟法については鈴木正裕『近代民事訴訟法史・日本』（有斐閣、2004年）、裁判所構成法については特にその初期段階の条約改正会議とのかかわりについて藤原明久『日本条約改正史の研究』⁴⁾（雄松堂、2004年）が多数の資料発掘を行いながら成立経過を明らかにしている。ここでは、以上の業績に学びながらその関連を見ることにしたい。

最初に、旧民法財産編、旧々民事訴訟法、裁判所構成法の成立経過について年表を作成すると次のようになる。なお、本稿とは直接関係しないが、行政裁判法も裁判所組織という面では一応関連するので、これについては、極めて簡単に言及し、また、裁判所構成法が憲法附属法という位置づけを持つことに鑑み、憲法編纂についても非常に簡単に年表で触れた。

表1 ルードルフと裁判所構成法

年 月	旧民法 (財産法関連部分)	旧々民事訴訟法	裁判所構成法	行政裁判法	憲法
明治6年	ボワソナード雇契約・来日				
11年					ロエスレル雇入
12年	ボワソナード民法起草依頼うける(財産法関連部分)				
13年	財産編第一部初版・仏文出版、これに近い時期に邦訳も出版				
13年4月	民法編纂局設置				
14.7			穂積陳重が東京大学法学部勤務		

4) もっとも、藤原教授の研究の中心は、著書の題名が示すように、条約改正史であり、裁判所構成法については条約改正会議時代を中心に言及されている。

14.9			獨逸学協会設立(加藤弘之、穂積陳重の参加)		
15.2	財産編第一部修正2版・ 仏文出版		穂積陳重東京大学法学部教授兼法学部長		
16.7			東京大学法学部教科課程変更、ドイツ法を加える		
16.8		テヒョー青木周蔵とお雇契約		カール・ルードルフも青木と契約	
16.11		テヒョー来日			
17.1			東京大学総理加藤弘之がドイツ人講師によるローマ法・公法講義設置を文部卿に要請		
17.4		テヒョー草案起草開始			
17.5				ロエスレル行政裁判論、カール・ルードルフ行政裁判論・懲戒裁判所設立論	
17.7			オットー・ルードルフ青木周蔵と契約、東京大学で17年11月から3年間公法・ローマ法講義を担当する予定		
17.11			オットー・ルードルフが日本に到着		
18.2		テヒョー草案完成 「訴訟法原案 完」			
18.7		テヒョー第二次案			
18.8		玉乃委員会審議	東京大学法学部から司法省へ雇替		
18.9		三好委員会審議	「裁判所組織及裁判手続ニ関スル意見」(法務図書館貴重書)		
18.11				ロエスレル行政裁判所法案	
18.12					内閣制度
19		テヒョーの三好委員会への意見			
19.3	民法編纂局議了案内閣上申				
19.5			井上馨が条約改正本会議開催、青木周蔵外務次官が各国代表に「条約改正草案」(オットー・ルードルフが協力)を配布		

19.6	元老院審議	テヒョー草案提出	オットー・ルードルフ「司法行政演説」		
19.7			条約改正会議仏委員が外務省に法律取調委員会設置を要望、オットー・ルードルフ巡回報告		
19.8	ボワソナード外務省法律取調委員会委員就任		オットー・ルードルフ外務省法律取調委員会委員就任		
19.11		テヒョー帰独	この頃、オットー・ルードルフ、ボワソナード、カルクードで裁判所構成法案を巡る会議連日開催 ワイバルト来日してドイツ法講義		伊藤博文が井上毅に調査委嘱
20.1			帝国裁判所構成法案を条約改正会議で各国代表に送付		
20.4	元老院返上			この頃モッセ案	
20.5					井上毅草案
20.7			条約改正会議無期延期		ロエスレル草案
20.8					夏島案
20.10			法律取調委員会司法省移管		10月草案
20.11			同委員会裁判所構成法案審議開始		
20.12	法律取調委員会審議開始	法律取調委員会民訴審議開始(モッセ草案及び委員会案を基礎)	同審議終了		
21.2					2月草案
21.3			法律取調委員会で議した帝国裁判所構成法案を総理に提出		最終草案
21.4				行政裁判所設置ノ問題	
21.6				この頃井上毅案	枢密院諮詢案
21.7					枢密院修正案
21.11		法律取調委員会民訴審議一応終了			
21.12	法律取調委員長が総理に提出				
22.1	元老院に下付				
22.2					憲法発布
22.3			帝国裁判所構成法案を内閣が元老院に下付議了		

22.4		法律取調委員会議了案内閣へ上申、元老院下付	内閣は枢密院に帝国裁判所構成法案を諮詢		
22.6			枢密院で審議、表題は裁判所構成法となる		
22.7	元老院が内閣へ上奏				
22.12		元老院議了			
23.1	枢密院へ諮詢		裁判所構成法公布		
23.3	枢密院議了			枢密院下付	
23.4	旧民法公布(財産関連)	旧々民法公布			
23.5				枢密院議了	
23.6				行政裁判法公布	
23.9			この項にオットー・ルードルフは裁判所構成法ドイツ語注釈作成		
23.10			オットー・ルードルフ帰独		
23.11			裁判所構成法施行		
24.1		旧々民法施行			

以上の年表から、次の点が明らかになる。①最初に規定を設けたのは、ボワソナードの旧民法草案であるが、いったん民法編纂局での審議の後に元老院審議の対象となるが、これが返上されるなどあって条文の最終確定までに年数がかかった。②ボワソナードの法典編纂とは別個のかたちでテヒョーの民事訴訟法が準備され、これも一度は草案としてまとまったが、テヒョーが帰国してしまいました条約改正との関連で外務省に法律取調委員会が設置されたことなどのため中断した形となり、その後司法省に法律取調委員会が移管されてから旧民法と並行して審議が進んだ。③更にオットー・ルードルフにより裁判所構成法案が準備されていたが、外務省法律取調委員会が設置され、そこにボワソナード、オットー・ルードルフなどが委員となり、その上で、裁判所構成法案が条約改正会議において提出された。これが外国人裁判官の問題などもあり、条約改正会議で審議された後、司法省法律取調委員会において旧民法、旧々民訴に先行して審議を受け、条文確定に向かった。④行政裁判法については、断片的な草案のあり方は知られているが、詳細な立法史の研究が十分とは言えないため確言は難しいが、スタートが比較的ゆっくりであり、また、裁判所構成法案の進展を前提として編纂が進められたと考えられる。⑤これらの諸法案に比べると憲法の具体的条文起草が始まるのは相当に遅れる。これは、憲法が政治体

制そのものと関連していたことに関連する。もっとも、憲法はスタートこそ遅かったが、急速にその草案作成が進み、最も早く発布(公布)されることになる。

なお、明治初年の御雇い外国人としてのドイツ人法律顧問には、2人の「ルードルフ」がいる。1人は、ここで採り上げるオットー・ルードルフであり、もう1人は、オットー・ルードルフよりも1年早く明治16年来日し、地方政治制度などに意見を提出したカール・ルードルフ(Carl Rudolph, 1841-1915)である。両者の名前の綴り字及び発音が異なっているが、日本語表記では等しくルードルフであることから混同をしやすい。早くも、昭和10年代において両者の混同があり、『渡辺廉吉伝』においても混同があること、いわゆる外国人答議類は多くカール・ルードルフのものになることなどについて注意が必要である⁵⁾。以下では、混乱を避けるために、Otto Rudorffについてはオットー・ルードルフと記述する。

本稿は、はじめにオットー・ルードルフが来日した経緯を検討し(ア)、これに続いて、東京大学法学部ドイツ法講師の後司法部法律顧問となったオットー・ルードルフについて論ずる(イ)。

5) 鈴木安蔵「オットー・ルードルフ(Otto Rudorff)とカール・ルードルフ(Carl Rudolph)について」明治文化13巻9号(1940年)1頁。なお、『近代日本法制資料集第13 ルードルフ答議』(東大出版会、1992年)は、「ルードルフ」の活動を伝えるが、多くはカール・ルードルフ(Carl Rudolph)の答議であるか、いずれのルードルフであるか判明しないものが多く、注意が必要である。また、『東京大学百年史部局史1』(1986年)35頁の記事における「ルードルフ」は、記事がオットー・ルードルフの来日前であることから考えてカール・ルードルフのことであるが、Otto Rodorfとしている(他の頁でも同様にRudorfとしているが、綴りも誤りである。)。『渡辺廉吉伝』(1934年、渡辺廉吉伝刊行会)には、渡辺廉吉が明治41(1908)年に「内閣顧問たりし」ルードルフ氏のもとを訪ねた旨の記述と写真がある(102頁、更に写真が添えられている。)。小林宏=島善高=原田一朗編『渡辺廉吉日記』(2004年、行人社)明治41年11月5日条には、「カッセル停車場へ着、ルードルフ氏の出迎を受け」との記述があるが(125頁)、内閣顧問という職歴、また、カッセルでの勤務ということから考えて、カール・ルードルフ訪問であることは明らかである。また、『渡辺廉吉伝』62頁横の写真「ルードルフ」が同書の述べるようにオットー・ルードルフの写真であるかは不明である。

(ア) 来日前のオットー・ルードルフ

(a) オットー・ルードルフ判事

裁判所構成法草案を起草したのは、オットー・ルードルフ⁶⁾であった。裁判所構成法が施行されて50年を経過した昭和14(1939)年以降そのことに関心が集まった。

オットー・ルードルフの起草に係る裁判所構成法注釈を掲載した司法資料259号(昭和14年)は、その冒頭に「オットー・ルードルフに就て」と題して次のように紹介している⁷⁾。

「オットー・ルードルフが海を超えて遙々日本にやって来たのは明治十七年(一八八四年)当時獨逸国駐劄特命全權公使青木周蔵の斡旋に依るものであり同年十一月四日より同二十年十一月三十日迄東京(帝国)大学法学部に於て羅馬法及公法学を講ずるといふのが其の来日の目的であった。

然るに翌明治十八年(一八八五年)八月六日『司法卿伯爵山田顕義君ト……オット、ルードルフ君トノ間ニ相方承諾ノ上取結フ条約(Vertrag)』に依って司法省に転じ法律顧問として『雇入』れられることになり『司法卿ノ命ヲ受ケ諸裁判所長検事長及司法省各局長課長ノ法律上ノ質疑ニ答フルコト並ニ臨時司法卿ノ命ヲ受ケ諸裁判所ニ於テ裁判ノ審理ヲ傍聴シ判事ノ顧問トナリ又ハ其意見ヲ陳フルコトヲ以テ其職務トス』ることになった。此の『条約』は明治二十年五月四日更新せられ一八九〇年(明治二十三年)十二月三十一日迄『継続』することになったのであるが、『外務省ノ法律事務取調ヲ為ス』ことを『許』された外執務方法等が非常に詳細に取極められただけであって『職務』の内容にはさしたる変更もなかった。

かうした職務の関係からルードルフは我が裁判所構成法の原案起草に携ったもの

6) ユネスコ東アジア文化研究センター編『資料御雇外国人』(小学館、1968年)「オットー・ルードルフ」の項目参照。

7) 司法省調査部『裁判所構成法注釈並裁判所構成法議事速記録(篠塚春世訳)』(司法資料259号・裁判所構成法実施50周年記念号、1939年)3頁。

らしく議事速記録（法律取調委員会の議事速記録のこと……小柳注）三好委員の発言として『原案者ルドルフ云々』とあるのは其の間の事情を物語るものである。ルドルフの獨文原案は翻訳局に於て翻訳せられ之が委員会の審議の対象となったものらしく、そして修正せんとする部分については更にルドルフの意見を徴したものの如くである。勿論時としては其の意見と異なる結論が採用せられたこともあったやうではあるが原案者としての大きな功績は之がために左右せらるべきものではない。

此の原案者ルドルフが、明治二十三年二月十日法律第六号として公布せられた裁判所構成法をテキストとして簡明なコンメンタール（後掲）を書きのこして置いて呉れたことは吾人の深く感謝すべきところである。

前に述べた『条約』には Königlich-Preussischen Landrichter, Herrn Otto Rudorff aus Hannover と書かれて居るのであるが、Landrichter の訳語として始は『下等裁判所判事』、後には『始審裁判所判事』の文字が宛てられてゐることも今から考えれば、寧ろ微笑ましい。青木公使に依れば『(ルドルフ)氏は是迄数年間単二裁判官相勤居候ノミナラス数卷ノ著述モ有之候人ニテ学力人物共ニ勝レテ宜敷司法大少輔モ信用相成居候人物ト相見ヘ』たといふことである。ルドルフが、Geheimer Justizrat, Professor Dr. Adolph Friedrich Rudorff の甥に当ることを思ひ合はすれば単なる実務一遍の人でなかつたであらうことが窺はれる。』

司法省調査部は、更に調査を進め、昭和15年に法曹会雑誌において「裁判所構成法原案起草者オットー・ルドルフ氏の経歴について」を発表した。それは、当時の司法省所蔵資料にドイツ駐在大使館から得た情報をあわせたものであり、次のように述べている⁸⁾。

「オットー・ルドルフ Otto Rudorff 氏は西暦一八四五年（弘化二年）十二月九日獨逸国ハノーバー州のラウエンシュタイン Lauenstein in Hannover に於て法律家の家庭に生れた。父の感化を受けたのであらうか、成人後ゲッチンゲン Göttingen

8) 司法省調査部「裁判所構成法原案起草者オットー・ルドルフ氏の経歴について」法曹会雑誌18巻7号（1940年）101頁。なお、該原稿を書いた1940年当時では、司法省にはその後の戦災で焼失したとされる裁判所構成法関連資料が存在したはずであり、そうした点も反映した叙述であると考えられる。

及ハイデルベルク Heiderberg の大学にて法律学を修め、一八六七年(慶應三年)七月十九日ツェレ Celle に於て、第一次法律試験に合格した。日本流に数えて、二十三歳の時である。かくて、司法官試補として正規の修習勤務を終ると、一八七一(明治四)年十二月九日第二次法律試験を通過した。翌一八七二年(明治五年)十月一日にバウムホルダー Baumholder の治安裁判官に補せられ、其の後デュッセルドルフ Düsseldorf・カッセル Cassel・ハノーバー Hannover の各地に於て、区裁判所判事又は地方裁判所判事を歴任した。而して判事任官後十二年を経た一八八四年(明治十七年)に東京帝国大学法学部の講師として、我国に招聘せられたのである。在朝したのは一八八四年(明治十七年)から一八九〇年(明治二十三年)までの六年間で、帰国後も再び司法官として立ち、ハノーバー Hannover・エルベルフェルト Elberfeld の各地方裁判所判事を務めた後、ハンブルクのハンザ控訴院判事 der Hansaeatische Oberlandesgerichtsrat に昇進した。彼が司法官を退職したのは、一九一六年(大正五年)の末で、其の六年後の一九二二年(大正十一年)十一月二十二日に七十八歳の生涯を閉じられたのである。彼の著作は、前掲「オットー・ルードルフに就て」(司法資料259号所収……小柳注)に挙げられて居る。家族関係は夫人との間に一男三女を儲けたが、其の夫人とは一九一二年に、長男とは一九一八年に死別した。令嬢の中二人は現に獨逸国に在住せられる。」

以上の記述、特にルードルフの雇契約についての記述は、後に紹介する原資料と対照しても非常に正確である。

また、オットー・ルードルフが当初勤務した東京大学にもその記録が残されている。

「獨逸国人

(明治十七年)

ルードルフ

Otto Rudorff

明治十七年十一月四日ヨリ同二十年十一月三十日マデ三ヶ年間ノ期間ヲ以テ招徠
 東京大学法学部羅馬法及公法学教師
 月俸日本一円銀貨四百五十円
 旅費来帰航共各六百五十円但来航ノ節支度料三百円支給

明治十八年八月六日司法省へ転備⁹⁾」

以上の他に、その後ドイツ人としての日本法学研究の草分けの一人であるレール博士が「日本におけるドイツ人法律家——オットー・ルードルフ」と題した専論を發表している¹⁰⁾。また、ドイツ人としての近代日本史研究者であるシェンク博士がドイツ人法律家の日本への貢献について包括的な著書を刊行し、そのなかでオットー・ルードルフについても論じている¹¹⁾。こうした研究から先の引用に補充し得る情報は次のようなものである。

第1に、オットー・ルードルフの経歴である。シェンク博士の調査に依れば次のとおりである。

〔*Rudorff*, Otto

9.12.1845 (Lauenstein) –22.11.1922

Vater : Rechtsanwalt

Nicht wehrdiensttauglich (Gehbehinderung)

21.8.1867 Auditor

5.9.1867 Vereidigung

9.12.1871 Große Staatsprüfung („ausreichend“)

19.12.1871 Gerichtsassessor

9.12.1872 Versetzung nach Köln, Landgericht Bonn

30.10.1872 Etatmäßiger Friedensrichter in Baumholder

11.6.1874 Etatmäßige Richterstelle beim Landgericht Düsseldorf

1.10.1879 Amtsrichter Kassel

15.6.1881 Land-und Amtsrichter in Hannover

1884–1890 Berater und Lehrtätigkeit in Japan

9) 『自明治二年至昭和二年 雇外国人教師講師名簿』(東京大学総合図書館・国際資料室資料・和MF18「御雇教師関係書類」所蔵。

10) Wilhelm Röhl, Deutsche Juristen in Japan : Otto Rudorff, *Zeitschrift für Japanisches Recht*, no.5, 1998.

11) Paul-Christian Schenck, Der deutsche Anteil an der Gestaltung des modernen japanischen Rechts-und Verfassungswesens : deutsche Rechtsberater im Japan der Meiji-Zeit, 1998.

13.12.1888	Landgerichtsrat
1.1.1891	Landgerichtsrat beim LG Hannover
5.12.1892	Landgerichtsdirector in Elberfeld
5.9.1894	Aus preß. Staatsdienst verlassen
15.9.1894	Oberlandgerichtsrat am hanseatischen Oberlandgericht
1.3.1916	Ruhestand]

第2に、親族についてである。オットー・ルードルフは、1845年にハノーファーに弁護士の子供として生まれた。父方の叔父は、ベルリン大学法学部教授・プロイセン学士院会員となったアドルフ・フリードリッヒ・ルードルフ(Adolph Friedrich Rudorff, 1803-1873¹²⁾)であり、1861年に法史学雑誌(Zeitschrift für Rechtsgeschichte、現在のサビニー雑誌の前身)を創刊したことでも知られる、歴史法学、パンデクテン法学の重要学者である¹³⁾。こうした家族関係から見れば、オットー・ルードルフが法律学を志したのは、自然なことと考えられる。民事訴訟法草案を起草したテヒョー(Hermann Techow)が1838年生まれであるから、オットー・ルードルフはテヒョーよりも7歳年少になる。

第3に、オットー・ルードルフの勉学についてである。レール博士は、オットー・ルードルフは、ベルリンでも法学を学んだとしている。ドイツの法律家にとって法律試験合格における成績は重要と考えられるが、第1回試験については優(gut)であった。もっとも、オットー・ルードルフの準備した論文に関しては叙述に明晰を欠くところがあるなど改善の余地ありという評価であった¹⁴⁾。第2回試験については、レール博士は「オットー・ルードルフは、法律家大国家試験(die große juristische Staatsprüfung)に26歳の誕生日に合格した。もっともその成績は、可(ausreichend)でしかなかった」と述べてい

12) A. Brinz, Dr. Adolph Friedrich Rudorff, [gestorben] 14. Februar 1873: Ein Nekrolog, Kritische Vierteljahresschrift für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft, Bd.15, 1873, S.321.

13) 西村稔『知の社会史：近代ドイツの法学と知識社会』(木鐸社、1987年) 87頁。

14) Wilhelm Röhl, a. a. o., S.57.

る¹⁵⁾。このことは、オットー・ルードルフにとって法律家としての未来に影を投げかけることを意味しかねず¹⁶⁾、少なくとも、叔父のような大学教授への道はこの時点の評価で難しくなると考えられる。

第4に、オットー・ルードルフの法曹としての活動についてである。オットー・ルードルフは、ゲッチンゲンで *polizeianwalt* になったが、その際の仕事ぶりは必ずしも十分なものではなかったとも伝えられている。オットー・ルードルフの期日への遅刻や欠席について、裁判官から相当に批判があり、警告を受けている。続けて、オットー・ルードルフは、現在のラインラント＝ファルツ州にあるバウムホルダー (Baumholder) で平和裁判官 (Friedensrichter、又は治安判事) となった。プロイセン領ラインラントではフランス革命後の占領時代からフランス法が適用されていた。オットー・ルードルフ自身、本稿の付録として紹介する明治18年9月の「裁判所組織及裁判手続ニ関スル意見」において「小生ハ佛国法律ヲ奉スル地方¹⁷⁾萊因州ノ如キ治安裁判官タリシ

- 15) 西村稔『知の社会史：近代ドイツの法学と知識社会』206頁、また同「ドイツ官僚法学の形成と国家試験」上山安敏編『近代ヨーロッパ法社会史』（ミネルヴァ書房、1987年）240頁。
- 16) 村上淳＝ハンス・ペーター・マルチュケ『ドイツ法入門』（東大出版会、2002年 [改訂第5版]）は、次のように述べる。「第2回国家試験に合格して有資格法曹 (Volljurist [in]) になった者のうち、成績優秀者 (優 (gut) のこと……小柳注) 以上の総合評点を取った者) だけが裁判官・検事・各省官吏への任命、または定評ある弁護士事務所への採用を期待しうる。2000年の例によると、優以上を取る者は約14.6%にすぎないのである。良 (befriedigend) のこと……小柳注) を取る者 (約34%) も、まずまずの就職口を見つけることができるが、可 (ausreichend) のこと……小柳注) を取る者 (約36%) にとっては状況はきびしい。」(228頁)。現在の状況と単純に同一視はできないであろうが、それでも「可」は厳しい成績であり、レール博士も可について *nur* という語句を添えている。シェンク博士の調査によれば、御雇いとして日本に來日したドイツ人の第2回国家試験の成績で判明するもののうち「可」はオットー・ルードルフ以外にはデルンブルックだけである (Paul-Christian Schenck, a. a. o., S.333-343)。
- 17) 「萊因州」でグーグル等によるネット検索を行うと、ラインラントに相当する文言の中国語表記であることが判明するが、Baumholder がラインラントに存在するので、平仄が合う。バウムホルダーがラインラント的治安判事の設置場所であったことは、Marcel Erkens, Die französische Friedensgerichtsbarkeit 1789-1814 unter beson-

コト数年ニシテ」と述べている。1890年の段階で、ドイツは大きく4つの法圏に分かれ、プロイセン一般ラント法適用地域2100万人(43%)、普通法適用地域1400万人(29%)、フランス法適用地域820万人(17%)、ザクセン法適用地域540万人(11%)からなっていたとされている¹⁸⁾。オットー・ルードルフがフランス法地域での裁判官の経験を有したことは、ボワソナード草案について

derer Berücksichtigung der vier rheinischen Departments, 1994, S. 241 の管轄表で明らかにする。

なお、ラインラントの治安判事はフランスの治安判事とは重要な違いがあった。フランスでは、19世紀を通じて治安判事には学問的資格が必要とされていなかったが(J.-P. ROYER, *Histoire de la justice en France: de la monarchie absolue à la République*, 3e éd., 2001, n° 178)、プロイセン法においては、裁判官は高等教育を受けた存在であり、国王や大臣により任命された。こうした制度が受け入れられ、1819年1月からは、ラインラントの治安判事は、「学問的教育を受け、終身に亘ってその職におかれる法律家」とされた(Astrid Maria Mölling, *Der Zivilprozeß vor dem rheinpreußischen Friedensgericht: die Praxis des Friedensgerichts Xanten (1826 bis 1830)*, 2000, S.32.)。1832年2月16日の試験制度改正にともない、ラインラントの治安判事は試補試験合格者でなければならないとされ、試補試験受験には3年の大学での勉学等が要求されることになった。1879年のドイツ裁判所構成法、民事訴訟法、刑事訴訟法の施行にともない区裁判所が設置されるまで、ラインラントにおける治安判事はその活動を続けたのである。

ラインラントにおける治安判事についての最近の研究は次のように指摘している。「治安判事の制度は、フランス革命において大きな期待と共に生み出された。しかし、ほかならぬこのフランスにおいては、批判にさらされ、19世紀を通じてしばしば立法的改革が目指されたが、しかし成果を得られなかった。フランスでは、治安判事は通常の司法権に属するものではないとされた。フランスの治安判事は、専門教育を受けることもなく、その管轄は厳しく限定されていた。これに対して、ライン＝プロイセンの治安判事は、成功であった。そこでの治安判事は法律家であり、2回国家試験に合格しなければならなかったし、フランスの治安判事と比べて本質的に異なるほど広範な管轄を有していた。」(Wolfgang Christian Andreae, *Das rheinische Friedensgericht, gezeigt am Beispiel des Oberlandsgerichtbezirks Düsseldorf (1798-1879)*, 1986, S.196)。オットー・ルードルフは、1872年から1874年までバウムホルダーにおいて学識ある治安判事として活動した。さらに1874年から1879年まではデュッセルドルフの地方裁判所において勤務している。いずれも、ラインラントの一部であり、そこでは、フランス法的なあり方が存在していた。

18) 平田公夫「19世紀後期ドイツ社会と民法典」上山安敏編『ヨーロッパ法社会史』304頁注(12)。

理解するのに役立つと考えられる¹⁹⁾。その後、デュッセルドルフの地裁判事（ここもまたフランス法圏である）、カッセルでの区裁判所判事と職歴を重ね、1881年にはハノーファーの地裁判事となった。この間に学問的業績についての出版も行い、1884年には来日前の主著となる『ハノーファー私法』を出版した²⁰⁾。

こうしてみると、オットー・ルードルフは輝かしいキャリアを積んだ判事というよりも、地味な判事であったと考えられる。判事になってからの旺盛な著書出版のあり方を見ると、キャリアを積むにつれて、法律専門家として自信と責任を持った仕事ぶりになったものと思われる。

(b) 東京大学法学部のパンデクテン法学への期待

オットー・ルードルフは、明治17(1884)年に青木周蔵ドイツ駐在公使との間で日本の東京大学法学部において同年11月から3年間の予定で公法及びローマ法の講義を担当することとして御雇契約を締結した²¹⁾。よく知られるように、明治15(1882)年に憲法調査のためにヨーロッパに出張した伊藤博文は、8月にウィーンでローレンツ・フォン・シュタインの講義を聴き、これに非常

19) 占有訴訟や境界確定訴訟について価額を問わず区裁判所管轄とした裁判所構成法14条第二(ロ)及び(ハ)の規定は、こうした背景により説明しうる。ルードルフによる注釈も(ロ)境界確定訴訟についてはフランス民事訴訟法38条、(ハ)占有訴訟についてはフランス民事訴訟24条を参照条文として挙げている(司法省調査部『裁判所構成法注釈並裁判所構成法議事速記録(篠塚春世訳)』(司法資料259号)73、74頁)。なお、フランス法採用にオットー・ルードルフが批判的であった場合もある。勸解前置主義には、実地の経験から批判的である。

20) Otto Rudorff, Das hannoversche Privatrecht: eine systematische Zusammenstellung der in der Provinz Hannover geltenden Partikulargesetze unter Berücksichtigung der hannoverschen Rechtsprechung und Litteratur, 1884.

21) 国立公文書館: 件名 李国人「オット、ルドルフ」雇入ニ付俸給別途下付ヲ請フ件 階層 公文書>*内閣・総理府>太政官・内閣関係>第一類 公文録>公文録・明治18年>公文録・明治十八年・第百二十巻・明治十八年七月・司法省請求番号 本館-2A-010-00・公04015100 件名番号 005 作成部局 太政官 年月日 明治18年07月 マイクロフィルム リール番号:055900、開始コマ:1020。内容は、極めて形式的なものである。

な影響を受け、政府顧問としての招聘を試みたが、固辞され、かわってビスマルクに対してドイツから顧問を送るよう依頼した。その後、青木は、その選任にあたり、教育顧問としてテヒョー、内務顧問としてカール・ルードルフ（前述のように、オットー・ルードルフとは別人）を選任し、この2名と明治16（1883）年8月に契約を締結した。テヒョーは後に民事訴訟法案を起草することになる。オットー・ルードルフはこれらの先任者に続くことになった。しかし、オットー・ルードルフそのものは、こうした伊藤のシュタイン詣でという「上から」のアプローチとは直接のつながりが無い。

オットー・ルードルフが、東京大学に招聘されたのは、東京大学側でのドイツ法学振興という狙いによるものがあつた。明治10年代には、政府当局者においてドイツの学術文化と教育制度についての関心の高まりが存在した。明治14年9月の獨逸学協会の設立はそのあらわれであり、加藤弘之東京大学総理、穂積陳重法学部教授も初代会員73名中にいた。東京大学法学部においても、それまでは、学科課程の前文において明治10年以来「本邦ノ法律ヲ教フルヲ主トシ、傍ラ支那、英吉利、法蘭西等ノ法律ノ大綱ヲ授ク」などとしてあつたのを明治13年からは、「支那」の文言を削り、逆に明治16年7月に「本邦ノ法律ヲ教フルヲ本旨トシ、傍ラ英吉利仏蘭西獨乙等ノ法律ノ大綱ヲ授ク」と改め、ドイツ法への注目を明らかにした²²⁾。このことは、ドイツ学一辺倒を意味しないことには注意が必要であるが、以上の背景に対応してドイツ人法律家の大学での講義が必要になったと考えられる²³⁾。

それまでの東京大学法学部において外国法として実質的に重要であつたのは、英米法系の講義であつた。これは、司法省法学校がフランス法系のポワソナードを中心にした教育を採用していたこととの関連もあつた。なかでもヘンリー・T・テリー（Henry T. Terry, 1847-1936）は、東京開成学校に明治9

22) 『東京大学百年史 通史1』(東大出版会、1984年) 482頁。

23) 穂積重行「明治十年代におけるドイツ法学の受容——東京大学法学部と穂積陳重」
稲田正次編『明治国家形成過程の研究』(お茶の水書房、1966年) 507頁。また、瀧井一博「独逸学再考——解説に代えて」同編『シュタイン国家学ノート』(信山社、2005年) 233頁以下。

(1876)年に採用されて以来、「法学部教授の中心的存在」とすら評された²⁴⁾。テリーは、1847年に米国コネチカット州に生まれ、エール大学を卒業した後、明治5(1872)年に弁護士の資格を得て、コネチカット州弁護士として活躍した。その後、裁判所書記等の仕事を経た後、明治9(1876)年からは、東京開成学校の雇教師となり、私犯法(law of torts)、不動産法、訴訟法、万国私法、万国公法、契約法、組合法等の多数の科目を担当した。ところが、このテリーとの契約の期限切れを捉えて、新たにドイツ人教師を採用したいというのが当時の法学部の意向であった。テリーは、この明治17(1884)年の契約切れにより一旦米国に帰国するが、その後、ニューヨークにおいて「メトロポリス」法律学校の教授となり、また、エール大学にて講義を担当し、さらには、ハーバード・ロー・レビューに米国不法行為理論の展開上重要な論文を発表するなど、優れた学識を発揮する²⁵⁾。テリーは、明治27年より再雇となり、一時的な断絶はあったものの、明治45年に至るまで在職した。それ故、明治17年においてテリーに契約更新をしなかったのは、テリー側に資質等の問題があったためでなく、法学部側にドイツ人講師採用の強い意欲があったためと考えられる²⁶⁾。

24) 『東京大学百年史 部局史1』(東大出版会、1985年) 37頁。テリーの経歴等については、『自明治二年至昭和二年 雇外国人教師講師名簿』(東京大学総合図書館・国際資料室資料・和MF18「御雇教師関係書類」所蔵)によった。

25) 瀬川信久「危険便益比較による過失判断——テリー教授から、ハンドの定式と大阪アルカリ事件まで」『日本民法学の形成と課題—星野英一先生古稀祝賀 下』(有斐閣、1996年)。Henry Terry, Some Leading Principles on Anglo-American Law, 1884等が著名である。

26) テリーに対しては、賞与が授与されている。参照、国立公文書館：東京大学法学部教師米人「ヘンリー、チャー、テリ」へ賞与ノ件公文書>*内閣・総理府>太政官・内閣関係>第一類 公文録>公文録・明治17年>公文録・明治十七年・第二百二十巻・明治十七年六月・官吏雑件(太政官~府県)【請求番号】本館-2A-010-00・公03884100【件名番号】078【作成部局】太政官【年月日】明治17年06月【マイクロフィルム】053500-0520。更に、件名 文部省 東京大学法学部教師米国人ヘンリー・チャー、テリ賞与ノ儀 階層 公文書>*内閣・総理府>太政官・内閣関係>第十一類 記録材料>記録材料・決裁録・第二局請求番号 本館-2A-035-02・記00699100 件名番号 109 作成部局 太政官年月日 明治17年。

オットー・ルードルフとの雇傭契約に関する一連の東京大学所蔵資料が、「法学部教師米国人テリ解雇ニ付獨乙人壺人雇入之件ニ付伺并右獨乙人雇入在獨青木公使ニ依頼其他同国人ルートルフ雇入ノ件ニ関シ諸往復并ニ同人着京饗応等一切之件」として残されている²⁷⁾。それによれば、明治17年1月の東京大学総理加藤弘之による文部卿大木喬任宛の獨乙人講師招請依頼状が一件書類の出発点となっている。その内容は、テリー自身は学識が優れ品行善良の優れた人物であるが、「来学年ヨリハ羅馬律ニ加ヘ茲ニ公法等モ一層盛大ニ致度処右テリ儀ハ右学科ニハ十分適當ノ人物ニモ無之ニ付而ハ現今ノ条約ニテ雇止メ更ニ獨乙国ヨリ専ラ右両学科ニ適當ノ教師ヲ招雇致度其ノ雇期ハ本年八月半ヨリ明治二十年八月中マテ向フ三ヶ年ト定メ壺ヶ月壺円銀三百七拾円ヲ給付致度」というものである。ここには明らかにドイツ法学振興という狙いが見てとれる²⁸⁾。

370円という月給の予定額であるが、テリーと東京大学(加藤弘之総理)と

27) 『雇外国人関係書類(明治17年分)』(東京大学総合図書館・国際資料室資料・和MF18「御雇教師関係書類」所収)、同資料は冒頭に目次があり、その24丁から55丁にかけて本資料が存在する。

28) これと前後して、明治17年3月には、法学協会雑誌が発刊されている。また、穂積陳重が、ドイツ法に期待を寄せる原稿をそこに発表している。こうした動きは、全体として、ボワソナードの民法編纂反対につながっていくものであった。なお、拙稿「民法典の誕生」広中俊雄＝星野英一編『民法典の百年 I 全般的考察』(有斐閣、1998年)12頁以下。

29) List of the professors engaged in Tokio-Daigaku beginning from the year 1870 (東京大学総合図書館書庫内50年史史料K400:1025)。同記録集は3部のノートからなる契約原本であるが、3部のノートは、明治13年頃を最終としており、残念なことにオットー・ルードルフの契約書はそこには存在しない。テリーについては、一番厚い記録集(英米国人との契約集と推測される)の251丁から257丁にかけて契約書がある。なお、明治10(1877)年1月9日付契約(これに関しては、国立公文書館に資料が残っている。東京開成学校教授米人ヘンリーテリ氏雇入届公文書>*内閣・総理府>太政官・内閣関係>第一類 公文録>公文録・明治10年>公文録・明治十年・第九十五卷・明治十年一月～三月・文部省伺[請求番号]本館-2A-010-00・公02107100[件名番号]033[作成部局]太政官[年月日]明治10年02月[マイクロフィルム]026800-0308)では、その報酬は月額日本貿易銀貨350円であった。なお、テリーとの間で現在残されている契約書は、明治12年10月6日付のものが一番新しいものであ

の間に明治12(1879)年10月6日に締結された契約が現在残されており、それによれば、テリーの給与を月額370円一円貿易銀貨払いとしている²⁹⁾。このことがドイツ人講師の予定報酬に関連したと推測される。年俸にすると、4440円になる。当時の太政大臣の給与が³⁰⁾9600円、左右大臣が³¹⁾7200円、参議が³²⁾6000円、大審院長が4500円であったとされている。明治19年3月17日勅令第6号高等官官等俸給令別表によれば、内閣総理大臣は9600円の年俸、各省大臣は6000円の年俸である。また、明治14年の穂積陳重の法学部長としての報酬は年1200円であった³³⁾。その後の年俸ははっきりしないが、明治18年には従6位に任ぜられ年俸2400円を与えられたとの記事が『法学協会雑誌』に見える³⁴⁾。更に、すこし下るが明治23年の裁判所構成法施行当時の判検事の初任給は年俸600円であった³⁵⁾。こう見ると月370円という俸給は、当時の日本の水準では相当の高額と考えられる(ボワソナードに比べれば低い)。但し、後に述べるように、実際にはこれでは適当な人材が見つからないとしてオットー・ルードルフとの契約額は月給450円(年俸5400円)になった。後述するように、その後の給与改定により俸給は最終的に月給700円(年俸8400円)に達する。

このドイツ法講師要請について文部省から質問があったようで、別の明治17年1月付文部省宛文書を東京大学が作成している。この文書は、「教師テリ解任ノ件及獨乙人壺名雇入ノ件」について文部省から問い合わせがあったので、

り、それは、契約期間を明治15年7月8日までとしているから、その後の契約がどのような条件であったかは明らかではない。おそらくは同等またはそれに近い給与であったと推測される。なお、テリーは、大学での講義の傍ら弁護士としての活動もしていた(東京大学は、明治27年の再雇用の際に弁護士業務を「従来ノ例ニ因リテ黙許」して契約している(『東京大学百年史 部局史1』70頁))。そうしたテリーに比べれば、ドイツの法律家の仕事は教育または政府顧問に限られていた。

30) 鈴木正裕『近代民事訴訟法史・日本』44頁。

31) 穂積重行「明治十年代におけるドイツ法学の受容」稲田正次編『明治国家形成過程の研究』505頁。

32) 『法学協会雑誌』15号64頁(明治18年)。なお、『法学協会雑誌』30号には玉乃世履の自殺(明治19年8月)後その功績を称える文章が掲載されているが、その中に、明治18年2月高等法院裁判長として年俸4800円を受けるとある(『法学協会雑誌』30号60頁)。

33) 『司法資料』259号5頁。

答えることを目的としている。質問は、①ローマ法のための講義を必要とするのは何故か、②テリー解任後にはテリーが担当していた科目の講義はどうなるのかであったが、①については「羅馬法ヲ加ヘント欲シタルハ本来ノ羅馬法ノ外ニパンデクテンレヒトヲ加ヘル見込」と答えている。よって、ドイツ私法としてのパンデクテン法学の導入が要請されていたことが分かる。②については、「諸教員中ニ於テ繰合セ担任」と答えている。こうした文書を見ると、東京大学法学部において相当の覚悟でドイツ人教師を要請したことが分かる³⁴⁾。

このようなドイツ法志向とりわけパンデクテン法学への注目は誰によるものであろうか。パンデクテン法学に注目した人物としては、穂積陳重及び富井政章が考えられるが、富井が東京大学法学部講師を嘱託されるのは、明治17年2月であり、ドイツ法講師採用構想が提出されて後のことである³⁵⁾。富井はその後明治18年8月に東京大学教授に任命されている。それ故、このドイツ法志向はやはり穂積陳重によるものと考えられる³⁶⁾。

穂積の後年の回想である「獨逸法学の日本に及ぼせる影響」(大正2年)は、そのドイツ留学時にドイツの法学教育の進歩が冠絶していること、諸法典が新しい法理に基づいていることを感じ、「本邦に於ける将来の立法の進歩の爲めにも、獨逸法学を輸入するの必要あるべき」を感じたと伝えている。更に、穂積は、明治14年に帰朝してから、加藤弘之東京大学総理とともに、「余が予て希望したる獨逸法学輸入の事は着々実現せられ」た。具体的には、ラートゲンの招請であり、その後、明治17年に「獨逸法科を新設し、爾來ルードル

34) もっとも、明治19年1月からは、米国人ストールス(Charles B. STORRS)が来日して講義を担当した(『東京大学百年史 部局史1』41頁)。

35) 『東京大学百年史 部局史1』35頁。なお、明治18年10月に梅謙次郎が御用掛に任ぜられている。

36) 参照、穂積重行「明治十年代におけるドイツ法学の受容」稲田正次編『明治国家形成過程の研究』544頁。なお、当時の大学には審議機関として諮詢会があったが(酒井豊「資料・諮詢会記事」東京大学史紀要1号(1978年))、ルードルフ招請などについては手がかりにならない。

37) 同『穂積陳重遺文集』第3巻(1934年、岩波書店)618頁。

フ、バイベルト、レーンホルム等の諸氏相踵いで聘せられ」ることになったというのである³⁷⁾。

さらに、明治17年11月に発表した「英仏獨法学比較論」が興味深い。これは、掲載する法学協会雑誌の巻末雑報欄が「東京大学法学部教師トシテ招聘セラレタル獨乙人ルードルフ氏ハ去ル四日ニ来着セラレタリ」と記載することが示すように、東京大学におけるドイツ法学講述の機会を捉えて発表された論文である³⁸⁾。穂積陳重は、英国法学の特徴として、法律の学理を後にして実用を先にする点があること、仏国法学の特徴として、法典が整備されており、立法の事業に適すること、解釈に熟達するが法律の原理及び法理哲学には短所があること、ドイツ法学の特徴として、法理学を修めるにはもっとも便利であること、ドイツ法学では比較法が盛んであり、各国の法理を学ぶうること、現在法典編纂が進められており、法律の外形体裁に明らかであることなどを指摘する。更に、論文の巻末において、英仏独のいずれの法を学ぶにせよ「羅馬法を学ぶの必要」があることを強調する³⁹⁾。ところで、穂積自身は、明治32年の「獨逸民法論序」において「『パンデクテン』法は、世界的通有性を有する羅馬法に起因せる獨逸普通私法にして近世羅馬法とも称すべきもの⁴⁰⁾」であると述べるように、パンデクテン法学を近世ローマ法学として理解していたのであるから、これは実際には、ドイツ法を学ぶことの重要性の指摘であった。

これ以前にも、ロエスラーなどのように御雇外国人としてのドイツ人が日本の立法に関与していた。しかし、学問としてのパンデクテン法学は、まだ大学に導入されていなかった。それ故、オットー・ルードルフの来日は、日本におけるドイツ私法学導入の嚆矢として位置づけうる。

こうした願いが受け入れられたようで、明治17年2月には、東京大学総理加藤弘之がドイツ駐在公使である青木周蔵に依頼状を書いている。これは、次のような内容である。

「兼御清適御経任欣喜之至ニ存候陳レハ今般本学法学部ニ於テ法学教師一名招雇

38) 『法学協会雑誌』9号(明治17年)62頁。

39) 「英仏獨法学比較論」同『穂積陳重遺文集』1巻(岩波書店、1932年)331頁。

40) 「獨逸民法論序」同『穂積陳重遺文集』2巻(岩波書店、1932年)421頁。

致度尤公法学及パンデクテン之如キハ猶一層盛大ニ致度ニ付而ハ就中右等ノ学科熟達之教師御選択相成度御手数之儀ニハ候得共萬端可然御依頼申進候就テハ別紙条約案差出候間有之振合ニ而仮条約御締結相成来八月上旬ヨリ同二十日頃マテニ到着候様御取計相成度尤来航旅費トシテ壹円銀六百五十円手当トシテ同銀百五十円給付之事ニ付而ハ次便国債局ヲ経テ御送達可及候且給料之儀ハ横浜到着横浜到着之日ヨリ算シ給付之事ニ之有候猶次便ニハ文部卿ヨリモ御依頼状可差出筈ニ付而ハ右等都而宜敷御処分有之度此状深く御依頼候也

明治十七年二月

東京大学総理加藤弘之

在獨逸国

特命全權公使青木周蔵殿

再申本文ノ件ニ付而ハ先便法学部長穂積陳重ヨリモ予メ申進候趣モ有之ニ付委曲ハ右ニ譲リ候条是亦御承知相成度候也」

以上の東京大学総理加藤弘之による書状は、本学法学部で法学教師一名を招聘致したいとしつつ、その理由について「公法学及パンデクテン」を猶一層盛大に致したいがために、これらの学科に熟達した教師を選択していただきたく、御手数ではあるが、「萬端可然御依頼申進候」という依頼であった。予定としては、仮条約を御締結相成して来る八月上旬より同二十日頃までに到着するように御取り計らいしていただきたいとしている。そして、来航旅費については「壹円銀六百五十円」とし手当は「同銀百五十円」、給料については、「給料之儀者横浜到着之日」を起算日として給与するというのであった。注目すべきことに、再申として、本文の件については先便法学部長穂積陳重よりも予め申し進めたこともあるであろうから、詳しいことはそれに譲ると述べていることである。このような記述に接すると、この時期にドイツ法学とりわけ

41) 穂積重行『明治一法学者の出發 穂積陳重をめぐって』(岩波書店、1988年) 334頁。先に述べたように、穂積陳重は獨逸学協会会員であったが、青木周蔵は、協会の幹部であり、その日本邸が獨逸学協会の事務局とされているほどであった。こうしたつながりも関連したものと思われる。なお、後に見るミヒャエリスの招聘については青木は獨逸学協会幹部としての資格で行ったと思われる。

公法学とパンデクテンの振興を図ろうということが穂積陳重の意向であったことが推測される⁴¹⁾。更に、文部卿大木喬任からも同様の依頼状があり、「殊ニ緊要之件」であるとして青木周蔵公使に依頼がなされている。東京大学法学部側では相当の意気込みでドイツ法担当者を必要としていたことが明らかである。

ところが、青木公使からは、7月7日付けで当初の予定である年俸円銀貨370円では優秀な人材を採用できず、450円でないとい難しいという電信があった。かくして、当時においてドイツから日本に行くためには2ヶ月近く必要であったから、予定通りの着任は難しくなったようである。その後、年俸450円で契約が締結する予定であり、不足分については、「本学経費金中差繰支給」するのでこれを承認願いたいとの依頼が17年7月12日付けで東京大学から文部卿に提出され、これが認められている⁴²⁾。とすると、この7月の時点である程度採用予定者の目算がたっていたと見る事が可能であろう。

9月12日に青木公使から大木文部卿に伝えられた情報は次のようなものである。

「本年二月八日附ヲ以テ東京大学法学部教師名招備方之儀条約案添御依頼相成候ニ付適当ノ人物相撰ミ応御来意度百方致周旋候末当国司法大書記官『スタル』氏ノ紹介ニ依リ当国ハンノーフル地住下等裁判所判事ルウドルフ氏ヲ雇入候事ニ決定条約取結申候左候而同氏ハ是迄数年間単ニ裁判官相勤居候ノミナラス数卷ノ著述モ有之候人ニテ学力人物共勝レテ宜敷司法大少輔モ信用相成居候人物ト相見ヘ此者ナレハ可然旨紹介モ有之候就テハ御差越ノ条約案ニテハ往々不適當ノ廉モ有之相談相整兼候間無據多少修正相加申候殊ニ増給之儀ニ付テハ本年七月廿四日附電信ヲ以テ御承諾相成候趣御回答有之候間即月給四百五拾円ニテ取極申候將又支度料百五拾円ニ候処同氏ハ今回特別ニ当政府ノ暇ヲ乞ヒ我国ニ相赴候儀ニモ有

42) 文部省は、太政官に許可を求め、太政官は明治17年7月23日に、「給料増額ノ件ハ事実不得止儀」としてこれを承認した(国立公文書館：文部省 外国人雇入ノ儀 階層 公文書>*内閣・総理府>太政官・内閣関係>第十一類 記録材料>記録材料・決裁録・第二局 請求番号 本館-2A-035-02・記00699100 件名番号 103 作成部局 太政官 年月日 明治17年)。

之且節佛国ニ於テ虎列刺病流行候ニ付英国船ニ搭シ相赴候故佛国郵船会社ノ割引ヲ得ルコトモ不相叶且同氏事ハ妻子有之身ニ候間留守宅手当ノ予謀等彼是費多ク難渋ノ趣ニ被察候間支度料ヲ三百円ニ相改メ其外給金ノ内六百円前借申出候間是亦無余儀次第二月俸ノ内ヨリ令前借申候尤右六百円ハ御国到着ノ日ヨリ初期壹年間ヲ期シ毎月五拾円充返納ノ約束ニテ貸附置候右事情ハ実ニ無據儀ニモ有之且御打合以多ク候間問合モ無之事故臨機的ニ取計置候条可然御承知相成度候別紙条約書壹通同人領収証書相添差出候御落掌有之度將又同氏雇入一件ニ関シ繰替拂出置候費用ハ後便精算書相添可差出候同氏ハ本月十日英国ヨリ出發致候筈ニ有之候此段申進候也。

明治十七年九月十二日

特命全權公使青木周蔵

文部卿大木喬任殿

青木によれば、オットー・ルードルフとの契約条件であるが、当初の予定とは異なり、月給は450円とする。また、支度料は当初の予定が150円であったが、これを300円に増額する。その理由は、①今回同氏は特別に政府の許可を得て日本に出発すること、②現在コレラが流行中であり、仏国船の割引料金による利用が困難であること、③オットー・ルードルフには妻子があることなど彼是費が多く難渋の趣に察しられることである。更に、オットー・ルードルフは給金から六百円の前借りを要望してきた故に、来日時から一年間毎月50円ずつ返済に充当する（それ故、毎月の実際の支払い額は450円ではなく400円になること）を条件にこの前借りにも応じた。これはやむを得ない措置であり、いちいち伺いを立てて返事を待つことができなかつたため臨機の取扱で行ったことである。こうした繰越払いについては後日の部局間での精算が必要である。なお、ここでは、契約書を添付している旨の記述があるが、東京大学資料にはこの契約書は存在していない。これは青木の書状が文部卿宛であったためであろうか。

青木の書状について更に検討して見よう。オットー・ルードルフについては、当時のドイツ司法省幹部の紹介があったということが記述されている。これに関して、レル博士は、日本の青木公使が平凡なプロイセンの地裁判事（einen einfachen preußischen Landrichter）を推薦したということは、オッ

トー・ルードルフが知り合いであって1879年から1889年までプロイセン司法大臣であったハインリッヒ・フォン・フリードベルク (Heinrich von Friedberg) の取りなしがあったことも推測できるとしている⁴³⁾。

また、前借りに関する一連の説明は、オットー・ルードルフが来日した理由の一つが経済的な問題であったことも推測される。もっとも、オットー・ルードルフが日本政府に対してあまり信用を置かず、できる限り先に現金を受け取ろうという狙いがあったためと解釈する余地もある。この場合には手元不如意の推測は否定されることになる⁴⁴⁾。この点については、真相は不明とせざるをえないが、いずれかといえばオットー・ルードルフの適任性について不安を感じさせる要素である。更に、着任が予定よりも相当に遅れ、10月末になるということは、講義の準備が十分なし得るかという問題も生ずる。これもまた不安な要素ということになる。

法学部にドイツ人教師を招聘したのは、公法学及びパンデクテン法学を日本において振興したいという構想が穂積陳重などにあつたためである。これに対応できる人材をという法学部側の要請に対しては、オットー・ルードルフが数冊の著作を刊行しているという情報が青木から提供されている。もっとも、その内容は学術的というよりも、実務的な性格のものであつた。

シェンク博士が発見した資料によれば、司法省はオットー・ルードルフに3年と半年の休暇を与えた。オットー・ルードルフは、日本勤務中もドイツでの裁判官としての地位を確保し、また年金受給においても休暇中を期間に計上するように要望した。当初政府側は難色を示したが、ビスマルクとカイザー・ウィルヘルム一世の許可により、要望が満たされることになり、これはモッセの扱いの先例となった。オットー・ルードルフは、明治17年8月31日付の手紙で司法省に対して、自分の出発がドイツの利益にもなること、また、日本の民事法の近代化のためには、ドイツの法観念を日本に持ち込み、通用させるようにすることが必要なことを力説している⁴⁵⁾。これは、年金のための説明として

43) Wilhelm Röhl, a. a. o., no.5, S.60.

44) オットー・ルードルフから見れば先任にあたるテヒョーもまた、旅費・支度料の増額を申し出ている (鈴木正裕『近代民事訴訟法史・日本』45頁注11)。

理解することも可能であるが、やはりオットー・ルードルフは、少なくともドイツ法の講義担当者として招かれた以上、ドイツ法を日本に広めるということの一つの目標としていたと考えられる。

オットー・ルードルフは、英国船で9月10日に英国を出発する予定であり、10月末に到着するとされていたが、実際には11月4日に到着した。給与支給の起算日もこの日からということになる⁴⁶⁾。

(イ) 来日後のオットー・ルードルフ

(a) 東京大学講師

期待されたオットー・ルードルフの東京大学での講義のあり方について直接言及した資料を発見することはできなかった。とはいえ、当時においてドイツ法の講義は容易でなかったと考えられる。注目すべきは、当時の日本においてドイツ語でドイツ法を講義していた専門教育機関としては、獨逸学協会学校があったが、そこでの教育の責任者であったミヒャエリス (G. Michaelis, 1857-1936) は、次に見るように、東京大学でのドイツ法の講義のあり方を不十分であると批判していたことである。

ミヒャエリスは、ドイツ・ベルリン裁判所付検事局試補として明治18年10月より獨逸学協会学校の法学・経済学・行政学担当講師を務め、帰国後は、1917年7月から11月にかけて(第一次世界大戦当時)短期間ながらドイツ帝国宰相になる。この意味で日本での御雇外国人のうち帰国後本国で最も世俗的な意味での出世をした存在である⁴⁷⁾。既に、このミヒャエリスと獨逸学協会学校での教育のあり方については、堅田剛教授の『獨逸学協会と明治法制』(木鐸社、

45) Paul-Christian Schenck, a. a. o., S.282 anmerkung 67.

46) オットー・ルードルフ歓迎の宴は、11月17日曜日に小石川砲兵工廠内後楽園において開催された。この席には、文部卿の代理(森御用掛)、浜尾書記官、オットー・ルードルフ、ラートゲン、大学総理加藤弘之、穂積陳重、富井政章、鳩山和夫、菊池武夫、増島六一郎などが出席した。

47) Bert BECKER (Hg.), Georg Michaelis : ein preußischer Jurist im Japan der Meiji-Zeit : Briefe, Tagebuchnotizen, mit einem Vorwort von Ferdinand Schlingensiepen, Dokumente

1885-1889, 2001. 同書の部分訳として、Bert BECKER (Hg.); 酒井府、ハンス・ハルトムート・ゲートケ編『ゲオルク・ミヒャエリス：ドイツ帝国宰相と獨逸学協会学校』（獨協大学外国語学部ドイツ語学科翻訳—獨協大学外国語学部ドイツ語学科、2003年）がある。これは、ミヒャエリスが来日した事情を物語り、オットー・ルドルフ来日の翌年であるだけに、参考になる点もあると考え、紹介する。それによれば、ミヒャエリスは、1884（明治17）年10月20日に26歳で第2回試験に合格した（回想録によれば、成績は決して満足行くものではなかったとされている。）が、その翌年に、青木周蔵公使に知り合い、東京の獨逸学協会学校専修科において、法律学等の講師を務めるようにとの申し出を受けた。当時、同校は、他の私立法律専門学校と同様に、司法官・行政官の国家試験受験資格を与えることのできる学校であった（堅田剛『獨逸学協会と明治法制』（木鐸社、1999年）126頁、この堅田教授の著書は、当時の獨逸学協会学校のあり方及びそこでの法学教育を明らかにした重要な研究であり、本稿も多くを依っている。）。

「試験後（第2回試験合格後の意味……小柳注）、若き司法官試補ミヒャエリスは、まずベルリン第2地方裁判所の検察局で無給補助員として仕事を果たした。そこで彼は、1885年4月、地方判事ヘルマン・リスコの仲介により、日本公使、青木周蔵と接触を持つことになった。リスコの父は、ベルリンの新教会（エルサレム教会）の主任牧師であり、キリスト教と親交があったり洗礼を受けたりした、ベルリンに在住する数人の日本人の精神的な補佐人でもあった。ポンメルンの貴族女性と結婚した公使の青木周蔵も、そうした日本人に属する。4月19日に、ミヒャエリスは、「エルサレム教会での日本ミサ」を訪ねているが、彼はそこで恐らく青木と最初の出会いを果たしたのであろう。続いて4月24日には日本公使館で青木との公式の面会があり、その翌日には青木邸でディナーが持たれた。十分な旅費と気前がよいと思われる俸給と引き替えに東京の獨逸学協会学校で、3年間、法律教師として講師を務めるよう、青木はミヒャエリスに申し出た。この申し出にミヒャエリスは多大な関心を持ち、早速、その数日の間に、プロイセンの司法関係機関に休職を願い出た。司法大臣のフリードベルクから、ミヒャエリスは5月5日に口頭による許可を得たため、5月8日には雇用契約書への署名が可能となった。5月末までには、休職に対する司法省の書面による許可も入手した。青木が出した一つの重要な条件である法学博士号の取得も、ミヒャエリスは数週間後に果たした。博士論文を書く時間が残っていなかったため、彼は一般的な建築法規に関するテーマについての彼の試補論文を提出した。7月2日、ゲッティンゲンで、有名な法学博士ルドルフ・フォン・イエーリングの司会のもと、彼は民法と商法について法学博士の学位を授与された（これはミヒャエリスの回顧録（Georg Michaelis, Für Staat und Volk: eine Lebensgeschichte, 1922, S.53）によると Doktor beider Rechte とあるから両法博士のことである。詳しくは、堅田剛『「獨逸学学校」教師としてのゲオルク・ミヒャエリス（1）——『国家と国民のためにより——（1）』獨協法学64号224頁（2004年）……小柳注。『試験のすべでは、5人の試験官と若い同僚との間で行われた友好的な質疑応答だった』と、

ミヒャエリスは後に記している。」(同訳書22頁、Bert BECKER, a.a. O., S.24)。

青木周蔵公使とミヒャエリスの接触には、教会という要素が大きな意味を持っている。ところで、後に明治18年に日本における普及福音新教会の教区設立がなされるが、その理事として、オットー・ルードルフ、ミヒャエリス、そして牧師シュピナーがいた。更に、青木はこの教区設立の推薦者の一人であった(訳書33頁、Bert BECKER, a.a. O., S.35)。それ故、青木がオットー・ルードルフと接触したり採用したりしたことも、こうした宗教的要素も関与したことが考えられる。日本滞在時に於いても、ミヒャエリスはオットー・ルードルフ一家と文字通りの親交を続けている。

ミヒャエリスの雇用契約について言えば、青木周蔵が選考に余り時間をかけないことに驚く他はないが、ミヒャエリスの決断の早さも印象的である。その理由の一つは、後述の報酬であったと考えられる。なお、ミヒャエリスは、1884年7月にはルードルフ・フォン・イエーリングの司会の下で法学博士号も取得していることにも注目する必要がある。博士号取得者という意味で、ミヒャエリスは、オットー・ルードルフと違い、キャリアの出発点から有利な位置にあったと考えられる。

ミヒャエリスの獨逸学協会学校での給与月額は、当初は250円であった(同訳書70頁注35、Bert BECKER, a.a. O., S.69)。明治20(1887)年には早くも昇給があり、明治21(1888)年10月からは月俸400円になった。なお、ミヒャエリスの日記によれば、1885年当時の1円が3.7マルクに該当したから、月俸250円のミヒャエリスでも年額1万1千マルク相当であったという。ミヒャエリスは、同年8月にドイツを出発し、米国経由で日本に向かった。ミヒャエリスの御雇い契約については、連邦公文書館に残されており、Bert BECKER (Hg.), a.a. O., S.581 で見ることが出来る。

オットー・ルードルフについてみれば、当初の報酬は月額450円で年にして5400円であるから、年収は約2万マルク(19900マルク)ということになる。オットー・ルードルフよりも年が上であり、しかもドイツ時代に高位(Regierungsrat)であったテヒョーにしても、年額7200円で在独時代の4倍以上の年収を得たとされるから(鈴木正裕『近代民事訴訟法史・日本』44頁)、オットー・ルードルフも本国時代に比べて4倍以上の年収を得たものと推定される。

なお、ミヒャエリスの博士論文取得については、つぎのような事情があったことをミヒャエリスが後年の回想で語っている(堅田剛『獨逸学協会と明治法制』135頁)。なお、同「ゲッティンゲンのイエーリング——二つの博士号をめぐって——」獨協法学64号(2004年)7頁以下)。

「青木公使が重く見たのは、彼の祖国に私が法学博士として登場することであった。私は彼に言った。博士試験はまだ早すぎます。お金の問題がありますから、と。彼がそのための軍資金として博士手数料を上乗せしてくれたので、私は博士試験を受けるべくゲッティンゲンに急いだ。ゲッティンゲンを選んだのは、フォン・イエーリング教授がその法学部長であり、試験委員の委員長であったからだ。そして、彼なら私の特殊事情に格別の理解をもってくれるものと、確信していたからである。イエーリングには、自分の著作ができるだけ多くの外国語に翻訳されたいという望みがあり、日本語訳が得られることには格別の魅力があつ

1999年)があり、多くを明らかにしているが、本稿もあらためてその指摘を繰り返すことにしよう。

なかでも注目すべきは、ミヒャエリスが明治20年6月7日に獨逸学協会総会において獨逸学協会学校教頭として、「獨逸学学校生徒養成法」と題した講演を行ったことである。その中で、この獨逸学協会学校は、「獨逸人5名、日本人12名」が教育に当たっているとし、学生は普通科においてはドイツ語の学修をしていることを述べ、更に専修科において法律学、国家学の講義を受けていることを述べる。ミヒャエリスはドイツ法についてもドイツ語で講義を行っていた。そのため、次のような注意をしている。

「他国人ニ向テ自國語ヲ以テ講演スル教師ハ聴講者カ講義ヲ理解スルヤ否ヤヲ確認センガ為メ講演中時々聴講者ニ質問シ其無感覺ニ陥ラサル事ニ注意セサルヘカラス是レ言語ノ相違ナルヨリ生スル必要ノ事トス若シ此ノ注意ヲ怠ルトキハ外國語ヲ充分ニ了解セサル生徒動モスレハ無感覺ニ陥リ易シトス其注意ノ難キ事通常ノ講義ニ倍シ随ヒテ疲労スルコトモ亦速カナリ又生徒ハ参考書ニ欠乏スルニ因リ講師タル者日々講義時間ノ終リニ其講義ノ要領ヲ再演シテ生徒ニ書取ラシメ其復習ノ基本ヲ与ヘサルヘカラス……⁴⁸⁾」

更に、ミヒャエリスは、講師の担当科目が固定化するのには問題が多いとし

た。はたして、渡りをつけるには好都合とばかりに私の派遣を喜び、彼は私のことを大きな心で受け入れてくれた。」

48) ミヒャエリス「獨逸学学校生徒養成法」獨逸学協会雑誌46号(明治20年)48頁。更に、ミヒャエリスの回想は次のように述べる(堅田剛『『獨逸学学校』教師としてのゲオルク・ミヒャエリスト(2)』獨協法学65号(2005年)40頁、Michaelis, Für Staat und Volk, S.127)。「私は獨逸学校(Deutsche Schule)の法科に勤務していた。最初の年は一人きりであった。日本人は、まさに現状を維持しようとしていた。授業計画についても、初めのうちは論じられることがなかった。彼らはまったく一般的に、民法ならびに経済学を聴講するという希望を表明していた。私は選ぶべきシステムについて、まったく意識せず内的な明確さをもつこともないままに、正しい方法を見出したのだと思う。すなわち、法と権利に関する学問的な観念にとっての、とりわけ法的生活の領域における比較という精神労働にとっての理解力を学生たちに与えるための、正しい方法をである。私たちはたとえばイエーリングの『日常生活の法律学』を用いて、日本の学生たちの日常生活を論じ合った。いかにして対立する関係が生じ、またいかにして日常生活から法的な関係(家主、年金受給者、本屋、鉄道馬車の車掌、劇

て、種々の科目を担当することによって「徒ラニ一方ニ偏シ理論ノ一隅ニ走りテ竟ニ其ノ要領ヲ得サル」ことがないようにすることが重要であると述べる。また、新学期からは、「訴訟法及刑法ノ実地演習ヲ課程ニ加ヘ以テ争訟ノ实例ヲ生徒ニ与ヘテ判決ヲ下サシメ法廷ニ於テスル審問及弁論ノ式、法官ノ職務ノ分配、代言人及検事ノ行務ヲ実地ニ擬シテ生徒ニ目撃親験セシメントス」として、講義による抽象的知識の獲得のみならず裁判実務へも接近させることを目指している。ミヒャエリスは、「我協会学校ハ獨逸ノ模範ニ則リ学問ト実験トヲ兼ネル法官ヲ養成スル所」であると自負しているが、以上の講演を見ると相当程度の高いまた手厚いドイツ法教育がそこで行われていたと考えられる。

ミヒャエリスは、その講演の最後において東京大学におけるドイツ法の教育については、「東京大学校ニ於テ獨逸ノ制ヲ採用セラル、コト尚甚タ不充分」

場の会計係、鉄道の経営者との関連で)が生じるのかを論じたのである。ドイツと日本で同一の法ないし正義の思考が生活を支配しているのを知って、学生たちは喜びかつ驚いた。

その際、格別の知的喜びとなったのは、我々の法の主要な源泉であるローマ法が、日本人にとっても、法的で明敏で論理的な思考へと教育するためのまったく驚異的な手段になりうることを確認したことであった。ローマ法といえば、私はその国際的な精神を日本に来て初めて、正しく認識し感嘆しつつ学んだのではあるのだが。稲作農民と隣人との関係を規定する日本の慣習法は、地役権についての恰好の事例としてローマ法の教科書に載せられるかもしれない。日本人の稲作文化の全体は、相隣権の綿密な保持のもとでのみ成立可能である。段々畑での一様な施肥、共同の通行権、整然とした引水および排水など、すべては慣例どおりに暗黙のうちに法的確信や制度へと導かれた。あたかもそれらが、ローマの法典やプロイセンのラント法において、明確かつ厳密には規定されえないかのように。あらゆることに学生たちは協力した。彼らは日本の比較材料を持ち寄ることで、勇気づけられる印象をもたらした。すなわち、彼らはすすんで知識の確認に力を合わせたし、自分たちに降り注ぐ講壇学識の単なる意志薄弱な受け手にはならなかったのである。私たちがドイツの大学にいたころは、時にはきわめて有名な講壇学者からも、情け容赦なくお説経されたので、しばしば本当にうんざりしたものだった。重要ではあるが、我が国よりもっばら外国で正当に知られたゼミナール方式の教育方法は、我々の時代にはもうほとんど採用されなかったし、私もようやく理論をつうじて学んだのではあるが、今や喜びをもって以下のことを観察することができる。すなわち、我々の大学の法学部においても勉学への活力ある導入が試みられ、ゼミナール式授業による訓練と深化とが前面に持ち出されていることを。」

であるとして次のように述べている。

「今日ニ至ルマテ東京大学ニ於テハ英語ヲ以テ獨逸ノ法律ヲ教授ス民法訴訟法ノ如キ英語ヲ以テ之ヲ簡明ニ説明スルノ極メテ困難ナルハ苟モ大学規則ニ檢束セラレテ英語ヲ以テ獨逸法ヲ講セサルヲ得サル人ノ能ク知ル所ナリ又英語ヲ以テ獨逸ノ法学ヲ修ムル生徒ハ獨逸ノ著書ヲ読ムコト能ハス是レ修学ニ至緊至要ナル補助ノ具ヲ途絶スト謂フヘシ⁴⁹⁾」

東京大学におけるドイツ法教育の問題は、英語による教育であることであり、それは主として語学上の問題に由来していた。そのため、ドイツ法文献に学生が接近できず、教師の説明以外に参考書による自学が不可能であり学習上大きな問題になるというのである。こうしたあり方では、ドイツ法とりわけパンデクテン法学を理解させることは容易ではなかったと推測される⁵⁰⁾。

もっとも、レール博士は、語学上の問題は他の外国人教師にもありうることであるから、それだけでは説明できないとして、オットー・ルードルフについて「言葉を語る人間というよりもむしろ書面の人」であったことが関係すると推測している⁵¹⁾。更には、法律顧問的な仕事を予定しつつ、東京大学での講義を担当するという名目で来日させたとすら推測しているが、しかし、既に紹介した資料が示すように、東京大学でのドイツ法講師にかけた期待は相当のものであったから、講師としての招請が名目的なものであったとも考えにくい。

オットー・ルードルフの性格については、ミヒャエリスの手紙が残されている。ミヒャエリスは、オットー・ルードルフ夫妻と親交を結んだ。ルードルフとミヒャエリスの間にはドイツ人法律家という職業面の共通性だけでなく、普及福音新教会という信仰を通じた関係もあった(2人は教会設立に深く関係していた)。このミヒャエリスは、家族宛の手紙の中で、オットー・ルードルフ一家について「交流が深くなるにつれ分かったことですが、オットー・ルードルフ一家は、優れて礼儀正しく、有能な一家です。特に魅力的なルードルフ

49) 同上66頁。なお、中井晶夫『ドイツ人とスイス人の戦争と平和——ミヒャエーリスとニッポルト——』(南窓社、1995年)136頁参照。

50) ワイベルトは、後に、ドイツ外務省勤務に転じた。

51) Wilhelm Röhl, a. a. o., p.60.

夫人及び愛らしい娘達はそうです。ルードルフ自身はといえば、決して本来的に親切な人間ではありません (Er ist kein liebenswürdig angelegter Mensch)。しかし、キリスト教の信仰に非常に厚く、なにより考え深い人間であり、日本人に対する仕事においては大変な貢献をしています。」と評している⁵²⁾。こうしたことも関連した⁵³⁾。

ここで宗教について言及されているが、これは、ルードルフにおいて重要な問題であったと考えられる。というのも、明治18年9月に来日したドイツ人宣教師シュピナー (Wilfrid Spinner, 1854-1918) は、18年9月16日条の日記において「ハノーファー出身の地方裁判所判事〔日本政府司法顧問〕ルドルフ一家は、きわめて強い教会的関心を示していた。彼らはぜひドイツ人の礼拝を守りたいと願っていた。彼らはドイツ人の礼拝をすぐにも実現するためになんでもやってくれるだろう。そうすることによって少し祖国らしいものが彼らに戻って来るというものだ。彼らは宗教的には保守的である。」と述べている⁵⁴⁾。

シュピナーの日記には、次のような叙述がある。

「明治19年3月25日 ドイツ公使館で教会の集会。……役員会は彼 (フォン・ホ

52) 明治19年5月25日付のミヒャエリスの手紙 (Paul-Christian Schenck, a. a. o., p.283 anmerkung 71.)。

53) アルベルト・モッセの妻であるリーナ・モッセもまた、明治20年7月22日付の私信で「ルードルフと我々との関係は非友好的なものとなっています。彼の性格は全く優しいところがありません。」と述べているところから見ると、厳格な性格であったことが想像される (Albert und Lina Mosse, herausgegeben von Shirō Ishii, Ernst Lokowand Yūichi Sakai, Fast wie mein eigen Vaterland: Briefe aus Japan 1886-1889, 1995, S.276)。

54) H.E.ハマー編岩波哲男=岡本不二夫訳『明治キリスト教の一断面——宣教師シュピナーの『滞日日記』』(教文館、1998年) 26頁。青木については、次の記述も見える。「明治18年9月24日 ……彼 (ドイツ公使フォン・デーンホフ伯爵のこと……小柳注) がわたしに、通商上の契約の協議をするために自国から召還された青木がベルリンから間もなく到着するという内密の報告を伝えてくれたので、わたしは彼に、わたしに関するすべてのことを青木と会うまで引き延ばしたいと頼んだ。わたしたちのうちのどちらもが、青木に関して注意深く相手に近づき、結局はわたしたち二人とも確かな情報を得ているのだということを知ったのは面白いことであった。さしあつ

ルレーベン公使……小柳注)に議長を委ねた。フォン・ホルレーベンの名によって〔司法顧問〕ルドルフ(オットー・ルドルフのこと……小柳注)は動議採択を宣言した。ミヒャエリス博士に指示され、政府顧問ルドルフ(カール・ルドルフのこと……小柳注)は進み出てふたたび〔ドイツの〕東部六教区の教会規則を提案した。〔司法顧問〕ルドルフは役員会での予備協議が必要だと強調し、それと共に議論が始まった。〔この〕ルドルフにより教会税の半分の変更、すなわち収入に応じ、ないしは自己評価に応じて、五十銭から二円までという変更が提案された。青木が出席していた。彼は教会堂建設の必要を強調した、千円を払うつもりでいるし、ヴァイマル(ザクセン・ヴァイマル国教会のこと、同書7頁のシュピンナー履歴書参照……小柳注)が残りを出してくれるよう期待している。……

て青木のキリスト教信仰は日本では知られない方がよい。」(33頁)。明治19年4月13日「枢密長老のヘッセから書簡を受け取った。一通はわたしのため、もう一通は青木のためのものであった。後者は開封せずに直ちに送った。受け取った次の日、青木宅にいたヘーリング博士がわたしに次のことを知らせた。ヘッセは青木に対し、やがてヴァイマルへの加入がうまくいき、そしてわたしが役員会の議長を引き受けるよう青木の影響力を行使するよう求めているというのである。哀れなヘッセよ。(以下、シュピンナーが議長を引き受けないのは、ドイツ公使を議長とするための方策であることを記述している。……小柳注)。……そこでわたしは公使がヘッセの書簡によって気を悪くして引っ込んでしまわないか心配しなくてはならない。青木は書簡を〔司法顧問〕ルドルフにも送り、そうすることによって書簡に公開性を与えたが、おそらくそのことはヘッセが意図していなかったことであろう。」(111頁)。以上のように、青木とオットー・ルドルフとは信仰を通じて深い関係にあった。

もっとも、明治19年6月23日条には次の記述が見える。「青木は彼の秘書を通じて、次の土曜日に来るようわたしを招いた。日本におけるキリスト教の保護者としての彼に期待できるものがどれほど僅かであるかは、次のことが証明している。すなわち、彼は、日本国憲法の草案のためにベルリンから一人のユダヤ人、彼の以前の大使館の法律顧問であり、地方裁判所判事のモッセを呼び寄せたということである。彼は、人が語る限り、すでに伊藤の右腕になっている人である。わたしたちの二人の法律家(〔司法顧問〕ルドルフとミヒャエリス)はこの新しいライバルに特に好意を寄せていない」(127頁)。ユダヤ人であるモッセは当時のドイツ人在留者から孤立していたと伝えられるが、既にこのあたりから距離が生まれたことになる。モッセ側でも、明治19年7月20日付の手紙で、青木が自分を大変良く遇してくれるのに対して、ドイツ人同僚達はその正反対であると述べているから、こうした非友好的関係はモッセも認識していたことになる(Albert und Lina Mosse, *Fast wie mein eigen Vaterland*, 1995, S.223)。

彼は、教会のための場所のことを案じ、建設を経済的に支援してくれる日本人を得るよう世話するつもりでいる。』⁵⁵⁾。

キリスト教教会関係を通じて、オットー・ルードルフとミヒャエリスそして青木周蔵が一時は相当に親密な関係にあったことが分かる。このことが、明治18年8月に、オットー・ルードルフが司法省顧問に転じて裁判所構成法の原案を作成することに関連すると筆者は推測している。

オットー・ルードルフが司法省に雇替になった後、東京大学では、その後任として同様に外国人教師を必要とするという要望を出しているので、パンデクテン法学振興のために依然としてドイツ人教員を必要としていた⁵⁶⁾。東京大学では、明治19(1886)年11月から明治22(1889)年までワイペルト(Heinrich Weipert, 1856-1905)がドイツ法、パンデクテン法の講義を担当した⁵⁷⁾。もっとも、そこでの教育についても相当の困難があったことが先のミヒャエリスの指摘を見れば分かる。

以上見たように、穂積陳重はドイツ人を招いてパンデクテン法学を日本にお

55) H.E.ハマー編岩波哲男＝岡本不二夫訳『明治キリスト教の一断面——宣教師シュピンナーの『滞日日記』』105頁。

56) これに関連して、明治19年2月17日付けで、文部大臣森有礼が内閣総理大臣伊藤博文あてに、ルードルフの後任依頼をしている(国立公文書館：資料公文書>*内閣・総理府>太政官・内閣関係>第五類 諸官進退・官吏進退>官吏進退・明治十九年官吏進退四十三止・外国人雇使請求番号 本館-2 A-018-00・任A00126100 件名番号019作成部局 内閣 年月日 明治19年02月20日 関連事項 文部・稟議 マイクロフィルム リール番号：001800、開始コマ：0838)。

「東京大学法学部教師雇入之件

東京大学法学部教師獨逸人ヲット、ルードルフ儀先般司法省へ雇替相成候ニ就テハ右代員必要ニ付更ニ獨逸人老名給料壹ヶ月銀貨三百七拾円以上四百弍拾円以内ニ而本邦到着之時ヨリ向三ヶ年間雇入度此段乞閣議候也

明治十九年二月十七日

文部大臣森有礼

内閣総理大臣伯爵伊藤博文」

57) Paul-Christian Schenck, Der deutsche Anteil, S.282. ワイペルトは、明治19年11月に着任した(『東京大学百年史 部局史1』43頁)。それ故、実質的に見れば、明治18年秋から明治19年夏にかけての一年間は東京大学においてドイツ法講師不在となってしまった。ワイペルトは、当時の御雇い外国人では全く異例のことであったが、日本語の習得にも努力した(日本人を妻としたことも関連するかも知れない)。

いて盛大にしようという構想を持っていたが、それは、実現の容易でない構想であった。日本におけるパンデクテン法学の導入は、むしろ民法典の編纂の後に日本人学者によって行われていくことになる⁵⁸⁾。

(b) 司法省顧問

オットー・ルードルフは、明治18年8月6日付の契約で司法省に雇替となった。新たな契約は、司法卿とオットー・ルードルフとの間で次のように締結された⁵⁹⁾。

表2 オットー・ルードルフ新旧契約書

明治18年8月に締結された契約(旧契約)	明治20年5月に更新された契約(新契約)
大日本帝国司法卿伯爵山田顕義君ト李国漢諾威耳地方判事現今東京大学法学部雇教師オット、ルードルフ君トノ間ニ相方承諾ノ上取結フ条約左ノ如シ	日本帝国司法大臣伯爵山田顕義閣下ト李魯斯王国地方裁判官ヲット、ルードルフ氏トノ間ニ於テ本日左ノ約束ヲ結フ但シルードルフ君ニ李国王陛下ヨリ将来ニ向テ許可アル時ニ限ル
第一条 司法卿伯爵山田顕義君ハ判事オットルードルフ君ヲ法律顧問トシテ此条約調印ノ日ヨリ一千八百八十七年十一月一日マテ司法省ニ雇入レタリ	第一章 契約者双方ノ間ニ千八百八十五年八月六日取結ヒタル契約ハ次ノ条々ヲ以テ更ニ千八百九十年十二月三十一日迄継続ス
第二条 オット、ルードルフ君ハ司法卿ノ命ヲ受ケ諸裁判所長検事長及司法省各局長課長ノ法律上ノ質疑ニ答フルコト並ニ臨時	第二章 従来ノ契約ノ自第二条至第十一条ハ左ノ如ク変更ス

58) 北川善太郎『日本法学の歴史と理論——民法学を中心として』(日本評論社、1968年)、更に、同「日本民法とドイツ法——比較法の視点から」民商法雑誌131巻4=5=6号(2005年)。

59) 国立公文書館：件名 司法省雇独逸人ヲット、ルードルフ契約改正ノ件 階層 公文書>*内閣・総理府>太政官・内閣関係>第五類 諸官進退・官吏進退>官吏進退・明治二十年官吏進退四十止・外国人雇使請求番号 本館-2A-018-00・任A00166100 件名番号 021 作成部局 内閣 年月日 明治20年04月28日 関連事項 司法・稟議 マイクロフィルム リール番号：002300、開始コマ：1439。同資料は、明治20年でのオットー・ルードルフとの契約更新の際に作成されたものであるが、更新前の契約が添付されているのでその内容を知ることができる。

<p>司法卿ノ命ヲ受ケ諸裁判所ニ於テ裁判ノ審理ヲ傍聴シ判事ノ顧問トナリ又ハ其意見ヲ陳フルコトヲ以テ其職務ト又之レカヲ為メ東京外ノ裁判所ニ出張スルコトアルヘシ</p>	<p>第二条 ルードルフ君ノ負担スル義務ハ左ノ如シ ルードルフ君ハ司法大臣次官又ハ其命ヲ以テ本省各局課長裁判所長刑事局長ヨリ通例筆頭ヲ以テ特別ノ場合ニハ口頭ヲ以テ提出アリタル司法事件ニ関スル質問ニ付意見ヲ述フヘシ ルードルフ君ハ一ケ年間少クトモ一回司法大臣ノ求メニ応シ九州四国日本大陸又ハ北海道ノ裁判所及検事局ヲ巡回シ司法大臣ヘ其報告ヲ為スヘシ 司法大臣ハルードルフ君カ外務大臣伯爵井上君トノ約束ニ従ヒ外務省ノ法律事務取調ヲ為スニ依リ同君ノ法律取調委員会ノ事務ニ与ルコトヲ許スモノトス</p>
	<p>第三条 ルードルフ君ハ其職務ヲ実行スル為メ司法大臣閣下ヨリ材料及人員ニ係ル必要ノ補助ヲ受ケ殊ニ獨逸語訳官ヲ付セラル、モノトス</p>
<p>第三条 オット、ルードルフ君ハ一ケ月ノ俸給銀貨五百五十円ト定メ毎月末ニ之ヲ受取ルヘシ但一ケ月以下ノ端數ハ其日割ヲ以テ受取ル可シ司法卿オット、ルードルフ君ノ勤務ヲ以テ満足スル時ハ増給スヘキコトヲ約セリ</p>	<p>第四条 ルードルフ君ハ司法省ヨリ俸給トシテ千八百八十七年一月一日ヨリ月々銀貨六百五拾円一千八百八十八年一月一日ヨリ月々銀貨七百円ヲ毎月十七日ニ本省会計局ヨリ受取り本年一月以來ノ残額ハ直ニ受取ルモノトス</p>
<p>第四条 オット、ルードルフ君ハ居宅一字ヲ受ク可シ破損等ノ修繕ハ司法省ニテ担当ス可シ家具僕婢等ノ費用ハ一切同君ノ自費タルヘシ</p>	<p>第五条 ルードルフ君ハ司法省ヨリ自己及家族ノ為メ無家賃ニテ住宅ヲ受ケ家屋ニ係ル公ノ負担税金并ニ修繕ハ司法省ノ支拂フモノトス 現時ルードルフ君ノ住スル家屋ハ庭園ト共ニ之ヲ住宅ニ充ツ</p>
<p>第五条 オット、ルードルフ君ハ公用ニテ旅行スルトキハ日当并ニ旅費ヲ受クヘシ</p>	<p>第六条 ルードルフ君職務上旅行ノ際ニハ例常ノ旅費日当ヲ受クルモノトス</p>

<p>第六條 オット、ルードルフ君執務時間並ニ休暇ハ司法省ノ定規ニ従フヘシ</p>	<p>第七條 ルードルフ君ノ総執務時間ハ一日八時間ヲ超過ス可ラス ルードルフ君ハ司法省内ノ執務室ニ於テ或ハ其家宅ニ於テ事務ヲ執ルヘシ若シ其家宅ニ於テスルトキハ午後三時前ニ外出スルコトアラハ家中ニ其出先ヲ云置クヘシ 七月十一日ヨリ九月十日迄及ヒ十二月二十四日ヨリ一月三日迄ハルードルフ君休暇ヲ得ルモノトス然レトモ暑中休暇中一ヶ月間ハ司法大臣閣下ノ求メアルトキハ第二條ニ掲ケタル巡回ニ用ユヘシ其外日曜日又ハ基督教ノ祭日及ヒ日本ノ祭日ニモ事務ヲ執ルコトナシ 然レトモ若シ特別ノ場合ニ於テ特別切迫ノ質問提出アルトキハ休暇中又祭日ト雖モルードルフ君ハ其答弁ヲ為ス者トス</p>
<p>第七條 オット、ルードルフ君許可ヲ得スシテ欠勤スル時ハ其欠勤シタル日数ノ日割ヲ以テ給料ヲ引去ルヘシ</p>	<p>第八條 ルードルフ君若シ理由ナクシテ一日又ハ数日其職務ヲ怠ルトキハ其日数ニ応シ給料中ヨリ引去ルヘシ</p>
<p>第八條 オット、ルードルフ君休暇ノ外私用ニテ東京横浜ノ外ニ旅行スル時ハ司法卿ノ許可ヲ受クヘシ尤旅行日数一週間ハ給料ヲ引去ラスト雖モ其以上ハ不在中ノ日割ヲ以テ之ヲ引去ルヘシルードルフ君病ニ罹リ一週日以上職務ヲ執ル能ハサルトキハ医士ノ証書ヲ以テ其旨ヲ証明スヘシ</p>	<p>第九條 ルードルフ君休暇ノ外私用ニテ東京横浜ノ外ニ旅行セントスル時ハ司法大臣閣下ノ許可ヲ受ク可シ尤モ旅行日数一週日間ハ給料ヲ引去ラスト雖モ其以上ハ不在中ノ日割ヲ以テコレヲ引去ル可シ ルードルフ君病ニ罹リ一週日以上職務ヲ執ル能ハサルトキハ医師ノ証書ヲ以テ其旨ヲ証明ス可シ</p>
<p>第九條 オット、ルードルフ君若シ此条約ニ背クコトアラハ司法卿ハ此条約ヲ廢シ其翌月ヨリ給料並ニ旅費ヲ支給セサルヘシ</p>	<p>第十條 司法大臣ニ於テ本契約期限内解約セント欲スルトキハ其全契約期限内ノ給料並ニ帰国旅費ヲルードルフ君ニ給与ス若シルードルフ君病ノ為メ又ハ他ノ理由ヨリシテ解約ヲ望ム時ハ同君東京発足ノ日マテノ給料ヲ渡シ帰国旅費ハ之ヲ支給セス</p>
<p>第十條 オット、ルードルフ君解約ヲ望ム時ハ同君解約ノ日マテノ給料ヲ渡シ帰国旅費ハ之ヲ支給セス</p>	<p>第十條 司法大臣ニ於テ本契約期限内解約セント欲スルトキハ其全契約期限内ノ給料並ニ帰国旅費ヲルードルフ君ニ給与ス若シルードルフ君病ノ為メ又ハ他ノ理由ヨリシテ解約ヲ望ム時ハ同君東京発足ノ日マテノ給料ヲ渡シ帰国旅費ハ之ヲ支給セス</p>

	ルードルフ君此契約ニ従ヒ負担ス可キ義務ヲ尽スヲ拒ムトキハ司法大臣ハ直ニ解約スルコトヲ得然ルトキハ爾後ノ俸給及ヒ帰国旅費ヲ給与セス
第十一条 オット、ルードルフ君帰国旅費六百五十円ヲ受取ル可シ	第十一条 ルードルフ君ハ帰国旅費六百五十円ヲ受取ル可シ

最初の契約は、オットー・ルードルフの職務について「司法卿ノ命ヲ受ケ諸裁判所長検事長及司法省各局長課長ノ法律上ノ質疑ニ答フルコト竝ニ臨時司法卿ノ命ヲ受ケ諸裁判所ニ於テ裁判ノ審理ヲ傍聴シ判事ノ顧問トナリ又ハ其意見ヲ陳ルコトヲ以テ其職務トス」と定めた。外務省法律取調委員会のための仕事は言及されていないが、後に、契約更新の際にこの点は付け加えられた。いわばそれ以前になしていたことを明記することになったと考えられる。

なお、これに関連して、文部省は、ルードルフを解雇することになった。明治18年8月27日に文部卿大木喬任は、太政大臣三条実美宛に次の上申書を提出している⁶⁰⁾。

「外国人雇替之儀上申

東京大学法学部雇教師獨逸人ヲット、ルードルフ儀都合ニ依リ司法省ト協議ノ上該省へ雇替法学部雇相解候条此段上申候也

明治18年8月27日

文部卿伯爵大木喬任

太政大臣侯爵三条実美殿」

オットー・ルードルフと司法省との契約の延長線上においてオットー・ルードルフが裁判所構成法起草に関与することになる。しかし、現在までのところ、いかなる経緯でオットー・ルードルフが明治18年8月に司法省顧問として雇替になったか、またどのような理由で裁判所構成法起草を担当することに

60) 明治18年9月16日付の「東京大学法学部教師獨逸人ルードルフ司法省へ雇替ノ件」国立公文書館公文録・明治18年>公文録・明治十八年・第百五十一巻・明治十八年九月・官吏雑件(太政官~文部省)第一。請求番号 本館-2A-010-00・公04046100、リール番号:056500、開始コマ:0635。

なったかは明らかではない。

第1に、東京大学法学部の事情から言えば、相当の期待を以てオットー・ルードルフを招請したのであり、しかも当初の予定は3年契約であって、雇替の後には後任を要請したほどであるから、オットー・ルードルフを手放す理由が乏しい。それ故、雇替は、東京大学側の理由であるとは考えがたい。

第2に、司法省の事情であるが、オットー・ルードルフが、雇替直後ともいえる明治18年9月24日に山田司法卿に対して本稿付録資料「裁判所組織及裁判手続ニ関スル意見」という本格的な意見書を提出していることが注目される。意見書作成の前に山田司法卿から「御示諭」があったことや意見書作成の際に今村信行判事との間で情報交換があったことが意見書中に記されている。それ故、司法省は、雇替直後からオットー・ルードルフに裁判所構成法の検討を依頼していることになる。こうしたあり方を見ると、雇替はむしろ司法省側に積極的な意向が存在したと考えるのが自然である。

第3に、直接のつながりとして重要と思われるのが、民事訴訟法案がドイツ人テヒョーにより準備されていたことである。先の年表を見れば明らかのように、民事訴訟法編纂は、すでに相当のところまで具体化していた。これとの関係なく裁判所構成法を起草することは許されない。他方、テヒョーが民事訴訟法に加えて裁判所構成法を起草することも考えにくい。かくしてオットー・ルードルフの任務として裁判所構成法起草が委ねられたと考えられる。更に考えれば、ルードルフが、裁判所構成法の起草を行うために雇替えがなされたとも推測できる。

第4に、当時条約改正に重要な役割を果たしていた青木周蔵とオットー・ルードルフとの関係も考えられる。青木は、そもそもオットー・ルードルフの選任に重要な役割を果たしたが、明治18年に帰朝し、明治18年12月の内閣制度創立後、外務次官となり、井上馨外相の下で条約改正に取り組み、明治19年4月には、井上馨、青木周蔵が条約改正会議の特命全権委員に任命されている。明治19年5月から開始された条約改正会議の第1回(5月1日)に各国代表宛に日本政府による新条約改正草案が配布された。これについて藤原明久教授は、次のように指摘している。

「新条約草案は、外務次官青木周蔵、在外日本公使館参事官・外務大臣官房勤務
 独人アレキサンダー・フォン・シーボルト (Alexander Georg Gustav von Siebold)、
 司法省法律顧問独人オットー・ルードルフ (Otto Rudorff) によって作成され
 した。英文正文は、独語原文からの翻訳であり、仏語正文は英語正文からの翻訳
 であった。仏文に訳すにあたって、日本政府は、御雇私人法律家ボワソナードの
 助力を求めた⁶¹⁾」

ここで明らかのように、条約改正交渉にオットー・ルードルフが協力している
 のである。明治18年の段階では、キリスト教の教会関係を媒介にしてオットー・
 ルードルフと青木は相当に親密な関係にあった。こうしたことから、オットー・
 ルードルフが青木と協力して当時の最大の任務である条約改正にも
 関与したと考えられる。そもそも、この条約改正会議は、より早い時点での開
 催が予定されていたのであり、オットー・ルードルフの青木との協力関係は、
 明治19年4月よりも早い段階から成立していたと考えられる。

条約改正交渉で最大の問題となったのは、裁判制度である。とすれば、日本
 の裁判所構成法をオットー・ルードルフが起草するのも自然な勢いであった。
 むしろ、山田司法卿と青木周蔵との間に何らかの連結があり、オットー・ル
 ドルフがこの問題の中心的御雇い外国人顧問となることが定まったとすら推測
 できる。

この当時外国人顧問が多数の法制の起草に関与しているが、その中でもオッ
 トー・ルードルフは大学教授の経歴を有さない実務家であって、しかも多くの
 ドイツ人法律顧問の中では輝かしいキャリアを得ていなかったし、年齢も比較
 的には若かった。裁判所構成法そのものは、「裁判法」との講義科目を設ける
 法学部はそれほど多くないため大学で独立の講義科目とされることは少なく、
 目立たない法律であるが、しかし、憲法附属法としての性格を有し、また、民
 事訴訟法、刑事訴訟法と関連する重要な法律である。この草案起草がオッ
 トー・ルードルフ在日中の最大の貢献と考えられる。裁判所構成法は、法律実
 務の経験と密接な関係のある法律であると考えられ、この意味ではルードルフ

61) 藤原明久『日本条約改正史の研究』133頁。

は適任であったと筆者は評価している。

この当時の外国人顧問のあり方を示す資料が残されているので、紹介する。これは、『各庁並人民雇外国人明細表』である⁶²⁾。これは、明治18年9月2日に各官庁・府県・人民に対して、「雇入外国人ノ現数」をひな形にそって報告させたものである。そこには、まず太政官傭の外国人が次のように記されている。

表3 太政官傭外国人

雇庁	国名・人名	職務	給料	期限		住所
太政官	獨逸国 Techow Regierungsath	内閣顧問	年給 銀貨七千貳 百円	明治十六年十一月十七日ヨリ向三ヶ年		内山下町 鹿鳴館
太政官	獨逸国 Rudolph Landrath	内閣顧問	年給 銀貨七千貳 百円	明治十七年三月十五日ヨリ向三ヶ年		全前
太政官 民法編 纂局	佛蘭西国 Gustave Boissonade	法律草案 取調及法 律会議各 庁顧問	月給 金七百円	明治十三年四月一日ヨリ全十五年十一月十四日迄 明治十五年十一月十五日ヨリ全十八年十一月十四日迄雇継	宿料一ヶ月金 五拾円 別段手当 一ヶ月金五百 円 民法編纂局	麹町区永 田町一丁 目七番地
太政官	獨逸国 Herman Loesler	法律顧問 經濟理財 上ノ事項 各庁顧問	年給 銀貨七千貳 百円 明治十七年十二月二十五日ヨリ 年給 一円銀壹万	明治十一年十二月二十二日ヨリ向六ヶ年間外務省へ雇入ノ処全十四年七月一日ヨリ該条約ノ雇換 明治十七年十二		麻布区靈 南坂十七 番地

62) 外務省外交資料館編『外交資料館所蔵外務省記録総目録戦前期第1巻』(1992、原書房) 222頁、22資料(整理番号393.22)。

			八百円	月二十五日ヨリ 向六ヶ年間雇継		
太政官	亜米利加国 Peyton Jaudan	外国語往 復書信公 文書起草 反訳	月給 銀貨二百円 明治十七年 十月ヨリ 一ヶ月五拾 円増加	明治十四年七月 ヨリ無定期但解 約ノ節ハ三ヶ月 前報告ス		麴町区霞 ヶ関三年 町四番地 大木参議 邸内
太政官	英吉利国 Josiah Conder	造家師	月給 銀貨四百円	明治十七年六月 一日ヨリ向三ヶ 年	明治十八年二 月ヨリ全七月 迄 宿料一ヶ月金 六拾円支給	麴町区飯 田町六町 目二十番 地

以上が内閣書記官報告の分である。司法省からも報告がある。

表4 司法省備外国人

雇庁	国名・人名	職務	給料	雇期限	住所
司法本省	佛蘭西 ジョルジュ、 アッペール	法律顧問	月給 紙幣二百円	明治十七年十二月十三日 ヨリ 全二十年十一月二十一日 マテ	本国ヲ婦省 中 宿所未定
司法本省	英吉利 ジョン、フレデ レッキ、ラヴタ ル	法律顧問	月給 銀貨三百円	明治十七年一月一日ヨリ 全二十一年十二月三十一 日マテ	横浜居留地 山手貳百三 番
横浜始審 裁判所	英吉利 クラレンス、マ アテン	通訳反訳	月給 紙幣百円	明治十七年四月一日ヨリ 全十八年三月三十一日マ テ 明治十八年四月一日ヨリ 全十九年三月三十一日マ テ雇継	横浜居留地 山手貳百三 拾九番
司法本省	英吉利 モンテীগ、	法律顧問	月給 銀貨五百円	明治十八年五月一日ヨリ 全二十一年四月三十日マ	横浜居留地 貳番並六番

	カークウッド			テ	
司法本省	獨逸 オット、ルドル フ	法律顧問	月給 銀貨五百五 拾円	明治一八年八月六日ヨリ 全二十年十一月一日マテ	本郷区元富 士町文部省 用地内六番 館

こうしてみれば、オットー・ルドルフは、限られた高位の外国人顧問となったことが分かる。

オットー・ルドルフは、司法省への雇替の直後に裁判所制度について包括的な意見書を山田顕義司法卿（山田は明治18年12月から内閣制度発足に伴い司法大臣になる）に提出している。その一年後にもやはり日本の裁判所を実際に調査した意見書を提出している。さらに、「裁判所編成法案」（資料そのものは失われているようで、現在見るができない）を提出したようである。外務省法律取調委員会設置前の段階からオットー・ルドルフには相当の準備があったことになる⁶³⁾。

63) 大久保＝高橋269頁注14。オットー・ルドルフは、翌明治19年にいくつかの司法制度に関する文書を作成している。

①6月7日・8日「ルドルフ氏演説」（『法務図書館所蔵貴重書目録（和書）』36頁、目録番号XB230-R1-3）はドイツの司法制度紹介であり、判事会議の終わりに当たってなされた演説である。内容的には、ドイツにおける司法制度の紹介であり、日本法については余り論じていないが、裁判官の独立の保障が必要なことを述べた後に、「予カ日本裁判所編成法案ニ於テモ此点ニ付キ特ニ意ヲ加ヘタリキ而シテ此点ニ係ル予ノ意見ハ充分ニ採用セラレサリシモ亦制定セラレタル規定ニハ日本裁判官ニモ獨乙裁判官ニ充分ニ付与シタル獨立ノ点ニ付キ何カ保証シタル所アリ」と述べている。

②6月21日付「司法省令誌設置建議（山田司法大臣宛）」（『法務図書館所蔵貴重書目録（和書）』31頁『独訳書明治19-21年第3巻』12、目録番号XB100S3-5）でも「曾テ奉呈シタル意見書并ニ裁判所編成法案進呈ノ際添テ閣下ニ奉呈シタル具申書中ニ於テ日本司法制度ノ充分ナル編成ニ必要ナル立法上事業ヲ挙止仕候」という一節があるから、①の記述と合致するものであり、明治19年6月前の時期に裁判所編成法案を山田司法大臣宛に提出していることが分かる。

オットー・ルドルフは、これ以外にも、③7月15日から8月2日にかけての「ルドルフ氏裁判所巡回報告書」（『法務図書館所蔵貴重書目録（和書）』31頁『独訳書明治19-21年第3巻』21、目録番号XB100S3-5）、更に④日付不明（但し明治

裁判所構成法草案は、主として外務省法律取調委員会において議論になった。これは、不平等条約改正のための法典編纂が必要であったこと、その際外国人判事を取り入れるという形での条約改正案があったことのためである。明治19年6月に閣議により設けられ、外務大臣井上馨を委員長とし、特命全権大使西園寺公望、司法次官三好退蔵、内閣法律顧問ボワソナード(フランス人)、司法省法律顧問カーウッド(イギリス人)、同オットー・ルードルフ(ドイツ人)⁶⁴⁾を委員とした外務省法律取調委員会の主たる任務は、裁判所構成法の準備にあったとすら指摘されている。

オットー・ルードルフは、明治20年5月4日に契約を更新した。新契約は、旧契約と基本的に同一の内容であるが、詳細になっている部分がある。第2条では「司法大臣ハルードルフ君カ外務大臣伯爵井上君トノ約束ニ従ヒ外務省ノ法律事務取調ヲ為スニ依リ同君ノ法律取調委員会ノ事務ニ与ルコトヲ許ス」との文言が付加され、オットー・ルードルフが外務省の法律取調委員会事務をなすことが明記された⁶⁵⁾。これは、実質的に見れば、ルードルフが外務省の条約改正会議での仕事に参加しやすくなることを意味した。第3条は、ルードルフに語学上の補助が付けられることを明記した。また俸給についても、第4条が明治20年1月1日より月々銀貨650円、明治21年1月1日からは銀貨700円と定めた。これは、旧契約3条が司法卿がオットー・ルードルフの仕事に満足した場合には増俸をすることを規定していたことに対応する。俸給金額については、テビョーの最初の報酬が月600円であるから、年齢を考慮に入れるとほぼ同等の待遇であったと推測される。実際においては、こうした増俸がなければ

19年8月11日の登記法が引用されている。)「日本司法制度ノ発達ニ関スル意見并ニ拙者ノ近稿タル裁判所編成法草案ノ弁明」(『法務図書館所蔵貴重書目録(和書)』31頁『独訳書明治19-21年第3巻』22、目録番号X B 100 S 3-5)を残している。これらの資料は、本稿の続稿において資料として掲載していく予定である。

64) Wilhelm Röhl, a. a. o., S. 62.

65) 国立公文書館：件名 司法省雇独逸人ヲット、ルードルフ契約改正ノ件 階層 公文書>*内閣・総理府>太政官・内閣関係>第五類 諸官進退・官吏進退>官吏進退・明治二十年官吏進退四十止・外国人雇使請求番号 本館-2A-018-00・任A 00166100 件名番号 021 作成部局 内閣 年月日 明治20年04月28日 関連事項 司法・稟議 マイクロフィルム リール番号：002300、開始コマ：1439。

オットー・ルードルフが残留しなかったかも知れない。新契約第4条に「本年一月以来ノ残額」との記述があるが、これは、新契約が明治20年5月に成立したため、給与の増額について明治20年1月まで遡及させたものであり、増額分についてはルードルフが直ちに受け取ることを規定したものである。新契約7条は、オットー・ルードルフの執務状況について詳細に規定している。注目すべきことは、「日曜日又ハ基督教ノ祭日及ヒ日本ノ祭日ニモ事務ヲ執ルコトナシ」と明記されたことである。日曜日や基督教の祭日に執務しないとの条文は、ルードルフの宗教心に配慮している。

契約更新の事情について、明治20(1887)年3月8日付のミヒャエリスの手紙は、次のように述べている。

「日曜日の昼間、私は、地裁判事ルードルフ氏の家にいました。彼は、更に3年間日本に残って働くことを決めたところです。ここで彼は大家族と一緒に住んでいて、高額の給与を以てしても2、3年では余り財産を作ることができません。ルードルフ夫人が、日本に居続けるようにと勧めたのは全く自然なことだと私は思います。」⁶⁶⁾

こうした記述を見ると、オットー・ルードルフは、家族の後押しと増俸により、日本における仕事を継続することを決定したことになる。日本政府側としても、裁判所構成法案は当時外務省管轄の条約改正会議において審議の対象となっていた段階であり、その成立までには相当に時間を要することになっていた。また、テヒヨーは、その起草にかかる民事訴訟法案を中途のままで明治19年11月に帰国している。こうした事情から推測すると、ルードルフの残留は日本政府にとっては有り難かったのであり、このことは、先に見た遡及的増俸にも反映していると考えられる。

もともと、それから2年経過すると、オットー・ルードルフは、妻と子供達を、子供の教育を考えて、ドイツに戻すことを決意することになる。これについて、ミヒャエリスは明治22(1889)年5月26日付手紙で、「私は、Landgerichtsath のルードルフ一家と一緒に船に乗ることになりそうです。ルード

66) Bert BECKER (Hg.), a. a. o., S.346.

ルフ氏自身を除いてです。ルードルフ氏は、まだ1年半の間日本に残ることになります。」と述べ、「このことについて、子供達の母親(ルードルフの妻のこと……小柳注)は同意していません。しかし、ルードルフ氏は、頑固な人ですから(er ist ein eigensinniger Mensch)、自分の意見に抵抗があるときにも最も強情なやり方で自分の意思を貫きます。というわけで、家族はドイツに帰ることになるでしょう。このことについて、ルードルフ氏が誤った決断をしていることは疑いありません。」と記している⁶⁷⁾。

裁判所構成法で特徴的なのは、その原案起草者であるオットー・ルードルフによるドイツ文注釈があることである⁶⁸⁾。注釈がいつの時点で成立したかを直接明らかにする資料を見出すことはできなかった。9条注釈に明治23年7月24日勅令が引用されていること、5条注釈に8月2日勅令158号判事検事官等俸給表が引用されていることを見ると、それ以後の成立と考えられる。また序文には裁判所構成法は明治23年11月1日に施行されることになっているという記述があり(過去形ではない)、また、住所について規定する民法第1編はまだ公布されていないという記述もある(10条注釈、明治23年10月7日法律第98号である旧民法人事編・財産取得編は明治23年10月7日に公布されている)。オットー・ルードルフは、明治23年10月11日に日本を発って帰国の途についたとされる⁶⁹⁾。以上を勘案すると、明治23年の8月から10月初旬の間に注釈が成立したと考えられる。もっとも、民法について「明治22年ノ草案」という形で引用されている(14条(ハ)注釈)が、旧民法の財産関連規定は明治23年4月21日に公布されているから、調子が合わない。しかし、これは旧民法の財産関

67) Bert BECKER (Hg.), a. a. o., S.555. ミヒャエリスは、手紙では、これまで原則としてオットー・ルードルフについては常に Landgericht の敬称付きで呼んでいたが、この手紙では敬称を Landgerichtsrath としていることが注目される。シェンク博士の調査によれば、ルードルフは、明治21(1888)年12月13日に Landgerichtsrath に昇進しているから、平仄が合っている。

68) 司法省調査部『裁判所構成法注釈並裁判所構成法議事速記録(篠塚春世訳)』は、その口絵で原本の写真を紹介するが、司法図書館に所蔵されていた原本は、戦災で失われた(『法務図書館所蔵貴重書目録』(法務図書館、1973年)57頁)。

69) 同上解題5頁。オットー・ルードルフとの「雇入」契約は明治23年12月31日までの期間としていた。

連規定が相当の分量に及ぶため、公布条文を参照できなかったことが理由でないかと推測される。いずれにせよ、オットー・ルードルフは、この注釈を裁判所構成法公布の後であって施行前の時期に完成したと考えられる（着手時期は不明である）。注釈起草後、オットー・ルードルフは明治23年10月7日には叙勲も受け、同11日に日本を發ちドイツに向かった。その後解雇になっている⁷⁰⁾。

おわりに

以上、本稿をまとめれば、次のようになる。オットー・ルードルフが明治17年11月に来日した理由としては、東京大学法学部がパンデクテン法学振興という目的を有してドイツ人講師を必要としていたことがあった。青木周蔵がオットー・ルードルフの選任にあたったし、キリスト教教会の関係で少なくとも明治18年までは両者は親密な関係を維持していた。オットー・ルードルフの来日の理由として一つは金銭的な魅力があった。これは司法省顧問として再契約があった場合でも同様であった。オットー・ルードルフが明治18年8月に司法省顧問に転じてすぐに、裁判所制度についての意見書を作成するなどした理由としては、青木周蔵が条約改正交渉を担当していることと関連して、裁判所構成法草案の起草が必要になったことが考えられる。オットー・ルードルフの活動の中心である裁判所構成法起草についても筆者は検討を進めているのでこの点は稿を改めて発表する。この関連では、オットー・ルードルフがプロイセン領

70) 国立公文書館：件名 司法省雇独逸人オット、ルードルフ叙勲ノ件 階層 公文書 > *内閣・総理府 > 太政官・内閣関係 > 第五類 諸官進退・官吏進退 > 官吏進退・明治二十三年官吏進退十五・外人叙勲請求番号 本館-2A-018-00・任A00237100 件名番号 028 作成部局 内閣 年月日 明治23年10月07日 マイクロフィルム リール番号：003300、開始コマ：1093。件名 司法省雇独逸人オット、ルードルフ解雇ノ件 階層 公文書 > *内閣・総理府 > 太政官・内閣関係 > 第五類 諸官進退・官吏進退 > 官吏進退・明治二十三年官吏進退十九・外人雇使請求番号 本館-2A-018-00・任A00241100 件名番号 033 作成部局 内閣 年月日 明治23年11月18日 関連事項 司法省・報告 マイクロフィルム リール番号：003400、開始コマ：0597

ラインラントの治安判事としてフランス法適用の経験を有していたことが一定の意義を持つことになる。

付

明治18年9月「裁判所組織及裁判手続ニ関スル意見」

明治18年9月24日にオットー・ルードルフは山田顕義司法卿に対して、「裁判所組織及裁判手続に関する意見」(近藤鎮三⁷¹⁾訳)を提出した(法務図書館所蔵貴重書『独訳書明治19—21年、第1巻明治19年』所収・資料番号4(『法務図書館所蔵貴重書目録』30頁参照、法務図書館マイクロフィルムリール307番24コマ以下)。資料中に日付が記載されている。資料からは宛名は判明しないが、後にオットー・ルードルフの報告書でこの意見書と考えられるものに言及しているから、結局山田司法卿宛と推測される。)

この意見書は、「兼テ閣下ヨリ御示諭モ有之ニ日本裁判所組織及ソノ管轄権限ニ付キ左ニ卑見ヲ陳述仕候尤モ小生目下ノ聞見ハ今村判事ノ説明ヲ基本トイタシ其他二三閣下ヨリ拝聴候モノト又小生自ラ研究セシモノトニ過キス」という言葉から始まっている。オットー・ルードルフが東京大学講師から司法省に雇替をしたのが、明治18年8月4日であることを考えると、雇替に近い時期にオットー・ルードルフに対して、裁判所制度のあり方について意見を求めていたことになる。

オットー・ルードルフの意見書の内容は極めて本格的なものであり、末尾には種々の基本法制が必要なこと及びその起草に際しては基本方針の確定が重要であって、そのようなことを述べる閣下に対して尊敬の念を深くするとの言葉も添えられている。明らかに、この段階でオットー・ルードルフは裁判所構成法の起草準備に取りかかったと考えられる。

オットー・ルードルフによる裁判所制度構想の概要は次のようなものである。

《甲、治安裁判所(独決裁判官、初審裁判)

- (一) 刑事、違警罪及び予審を要せざる軽罪
- (二) 民事、百円以下の事件又は価格に関せず治安裁判所の管轄に属すべき或る種

71) 鈴木正裕『近代民事訴訟法史・日本2』(有斐閣、2006年)6頁。

類の事件

(三) 倒産事件

(四) 無訟裁判事件

乙、始審裁判所（判事三名の合議裁判）

一 初審

(一) 刑事、予審を要する軽事及国事犯を除く重罪

(二) 民事、治安裁判所に属せざる総ての事件

第二 第二審治安裁判所の裁判又はその命令に対する控訴及故障

丙、控訴裁判所 判事五名の合議裁判所始審裁判所初審裁判所に対する控訴及び故障を管轄す

丁、大審院（上告院、破毀院）国事犯を裁判し制規に因て或る裁判所に障碍を生ずるときは他の正当なる裁判所を以て之に代らしむることを裁定す》

オットー・ルードルフは、以上のような構想を明らかにした後に、「裁判所編成法」を制定することは条約改正を求めめるためにも非常に重要であることを力説する。そして、法律を制定するためには目的を確定すべきであるという「貴説」に自分は敬服するのであり、裁判所構成法を含めた種々の法律制定には全体的計画が必要であることも指摘している。

その後の、オットー・ルードルフによる裁判所構成法案起草の出発点になるものとして重要な資料であり、法務図書館の許可を得て、ここに掲載することにする。

近藤鎮三訳

裁判所組織及裁判手続ニ関スル意見

兼テ閣下ヨリ御示諭モ有之候ニ付日本裁判所組織及ソノ管轄権限ニ付キ左ニ卑見ヲ陳述仕候尤モ小生目下ノ聞見ハ今村判事(今村信行と推測される……小柳注)ノ説明ヲ基本トイタシ其他二三閣下ヨリ拝聴候モノト又小生カ自ラ研究セシモノトニ過キス乃チ是等ニ就キテ陳上候儀ニ付左様御承知置可被下候

○甲、治安裁判所(違刑罪裁判所)ハ三種ノ裁判管轄権ヲ有スルコトヲ得ヘシ

イ、刑事

ロ、民事、但倒産手続ヲ包有ス

ハ、無訟裁判事項

右裁判管轄権限中イロノ二項ハ(倒産手続ハ多少ノ例外アリ)本邦法律ニ於テ実行スル処ナレトモカノ治罪法ノ条ハ仏國ノ治安裁判所ニ倣ヒタルモノナレハ治安裁判所ハ本来刑事ハ警察裁判権民事ハ勸解ヲ主眼ト為セシモノナラン然ルニ後日ニ至リ立法官ハ此制ヲ廢シ治安裁判所ヲ尋常初審ノ裁判所ニ改ムルコトノ必要ヲ感セシコトナラン

此事タル甚タ重要ニシテ且利益アル改正ナリト虽モ治罪法ノ主意ハ之レカ為メニ全ク破レタルモノト云ヘシ右ニ付キ卑見ヲ陳フルコト左ノ如シ

○一 刑事

治罪法第四十九条ニ定メタル治安裁判所ノ管轄タル違警罪ヲ其管轄ヨリ除キ又一方ニハ其権限ヲ拡張シテ予審ヲ要セサル刑事ヲ管轄スルニ至レリ卑見ニ由レハ左ノ如ク改正スル方適當ナラン

第一 真ノ裁判権ハ警察官ニ屬セスシテ裁判官之レヲ専有スヘキヲ以テ望クハ違警罪ノ裁判権ハ之レヲ警察官ヨリ引離シ(拘留ノ命令ヲ下スノ権モ亦)治安裁判所ニ屬センコトヲ

第二 之レヲ欧州ノ法律ニ徵スルモ警察官ニ際限ヲ定メテ刑罰ノ威權ヲ授クルハ甚タ便利ニシテ又果シテ必要ナリ但之レヲ授クルモ裁判官ニ向テ控訴ヲ為スヲ許スヘキハ勿論ナリ現在ノ制度ハ便宜ヨリ起リ法律ノ原則ニ背

クト虽モ之レヲ此姿ニ存シ其判決ヲ受ケタルモノニ短期限ヲ定メテ裁判所ニ控訴ヲ起スヲ許シ其期限内ハ警察官ノ裁決ハ只之レヲ裁決シタルマテニ止メ判決ヲ受ケタルモノ其刑ニ服シ此期限ヲ經過シテ始メテ確定ノ裁判トナルノ法ヲ設クレハ可ナリ

治安裁判所ノ裁判ニ於テ警察官ノ裁判ヲ正当ト認メタルトキハ此裁判ニ對シテ再ヒ控訴ヲ起サントスルモノナカル可シ

第三 治罪法ニ拠レハ治安裁判所ハ輕罪ヲ管轄セサルノ法ナレトモ現今予審ヲ要セサル輕罪ハ之レヲ管轄スルヲ法トス此法ハ永久ニ存シ裁判所構成法ヲ設クルニ方リ之レヲ其中ニ掲ケンコトヲ欲ス又如何ナル場合ニ於テ予審ヲ要スルカ治罪法ニ明文ナシ宜シク定規ヲ設ケンコトヲ要ス

第四 拘留ニ付キ治罪法ノ原則ハ大ニ改訂増補ヲ加ヘタルモノ多シ但シ此事ニ関シテ警察官ノ威權ハ只仮拘留ヲ為スニ限り真ノ羈絆刑ハ裁判官ノ命令ニ拠ラサレハ之レヲ行フヲ得サルモノト為ス可シ治安裁判所ノ管轄ヲ拡張スルニ方リ該裁判所モ亦拘留ノ命令并ニ各種ノ令狀ヲ発行スルノ權ヲ有ス可キコト勿論ナリ

其他亦警察官カ拘留シタル者ハ何時ノ間ニ裁判所ニ引出スヘキヤ治罪法中其明文ヲ載スルコト肝要ナリ

凡テ是等ノ事項ニ関スル定規ハ特ニ繁雜ナル法律ヲ設クルニ及ハス只自由剥奪ニ関スル特行法律ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得ヘシ(李国ニ於テハ一千八百五十年二月十二日ノ法律アリ) 条約改正ニ就キテハ殊ニ必要ノコトナラン

第五 手續ノコトニ関シテハ刑事処分法甚タ簡便ニシテ且適切ノ方法ナレトモ本邦ニテハ未タ確定シテ此法ヲ施行スルコトナシ此法ハ迅速ト簡便ト及費用節減トノ利益アリ李国ニ於テハ犯罪人ノ所為ヲ推考シ審問ヲ要セサル場合ニハ警察官ノ仮処分權及治安裁判所ノ刑事裁判權ニ由テ之レヲ行フ故ニ刑事処分ハ前ニ審問ヲ為スコトナク之レヲ申渡シ短期限ヲ定メ此期限内ニ抗弁ヲ為サル者ハ其言渡ヲ執行スルモノトス

○二 民事

第一 治安裁判所ノ民事裁判權ハ百円マテノ争訟ヲ管轄スルカ故ニ一千八

百八十一年十二月二十八日ノ法律第三条ニ掲ケタル仮定金額ノ制限狭カラサルニ於テハ差支ナカルヘシ然レトモ此管轄権限ハ本邦ノ価格ニ付キテ低キニ過クルカ如シ其控訴ノ裁判ニ合議裁判ヲ用フルモノトセハ殊ニ然リトス又何故ニ治安裁判所ニ地役争訟ノ裁判権ヲ與ヘサルカ是レ小生カ目下其得失ノ判断ニ苦シム所ナリ乙者土地ノ慣習ニ由テ判決ヲ為スヲ要シ又ハ至急ノ裁決ヲ要スル事件ニ於テハ例ヘハ賃借上ノ争、家屋ノ明渡シ、引渡シ、傭主ト雇人トノ争、旅客ト旅店トノ争訟ノ如キハソノ価格ヲ論セス之レヲ治安裁判所ノ管轄ニ属スルノ得失ハ熟考アリタキコトナリ小生ハ実験ニ由リテ独乙国治安裁判所カ右等ノ事件ヲ管轄シテ甚タ利益アルコトヲ保証ス独リ本邦ニ於テ其利益ナキコトナカル可シ但独乙訴訟法中治安裁判所ノ管轄事件ヲ尽ク日本ニ適切ナリト云フニ非ス

第二 治安裁判所固有ノ管轄タル勸解手續ノ上ニハ大ニ改正ヲ加フヘキモノアルカ如シ一千八百八十一年十二月二十八日ノ法律治安裁判所勸解手續ニハ十分ノ権限ヲ説明セス且目下其例外タル至急事件及商業事件トハ何等ヲ差スカハ法律上ニ定則ナシト雖モ蓋シ此法律ハ仏国ノ法律ヲ継キ凡テ訴訟事件ハ起訴ノ前ニ一旦勸解手續ヲ經サルヘカラストノ原則ヲ採リタルモノナリ小生ハ仏国法律ヲ奉スル地方^{萊因州}ノ如キ治安裁判官タリシコト数年ニシテ此定則ハ只ニ其式ノミ行ハレ原告^モ被告^モ裁判所^モ共ニ無用ノ手数ヲ費スニ過キサルヲ知ル故ニ小生ハ新独乙訴訟法ニ此手續ヲ改正シタルハ實際上一大進歩ナリトシテ大ニ之レヲ賛成セリ又裁判協議ヲ許シ其価格ニ從ヘハ始審裁判所ニ属ス可キ事件モ原告被告協議ノ上ハ治安裁判所ノ審理ヲ受クルヲ許シ且全ク和解ニ傾向セル事件ハ勸解手續ヲ以テ落着ヲ為スモ妨ナキモノトシテ先ツ債主ハ勸解談判ノ為メニ負債者ヲ治安裁判所ニ呼出スコトヲ許ス時ハ前ニ述ヘタル無用ノ手續ヲ要セスシテ其手續ト同一ノ結果ヲ得ヘシ其外勸解人^{榮譽官}ノ制度ハ必ス本邦ニ適切ニシテ且裨益アルヘシ享国ニハ一千八百八十三年勸解人ノ数一万八千人、一千八百八十四年ニハ尚ホ七人ヲ増ス一千八百八十三年民事争訟件数五万以上ノ中之レヲ勸解シタル件数三万八千以上ナリ一千八百八十四年殆ト五万三千ノ件数中勸解シタルモノ二万九千以上ナリ又身体損害并名誉損害ノ訴二十万六千ノ中勸解シタル件

数二十万五千、其他ノ事件八万ノ中勸解シタル件数七万六千七百四十五件ナリ以上ノ数ニ就テ之レヲ見レハ如スキ夥多争訴事件アルモ勸解人アルカ為メニ幾多ノ裁判官ヲ省クヲ得又随テソノ裁判官ノ俸給ヲ節シテ政府ノ上ニハ大ナル利益アルヲ知ルヘシ勸解人ハ刑事ニ付キテモ亦大ニ利益アリ之レヲ陳ヘント欲スレトモ今爰ニ統計上ノ材料ヲ缺クヲ以テ之レヲ果スヲ得ス勸解人ノ職務ハ本邦ニ於テモ民事ノ上ニ為スコト多カル可シ又其割合ニ從ヒテ適當ナル人物ヲ選テ勸解人ヲ置クコトハ決シテ人民ノ欲セサル所ニ非サルヘシ又交通不便ノ内地ニハ此勸解所ノ設立甚タ肝要ナリ独乙国ノ南部ニ於テ甚タ称揚スル所ノ町村裁判所ノ用代ヲ為シ少ク注意ヲ為ストキハ人民ヲシテ參審官及陪審官ノ職務ヲ執ラシメンカ為メ漸次之レヲ教育スルノ中心ト為スコトヲ得ヘシ

第三 權利執行現行ノ手續ニ付キテハ大ニ疑ヲ懷ク所アリ先ツ第一裁判確定ノ効ヲ有スルマテ控訴期限トシテ定メタル六十日ハ長キニ過クルカ如シ例ヘハ独乙国ノ期限ヨリモ其長キコトニ倍ナリ司法事務ヨリ論スルモ裁判ハ着落ノ迅速ヲ貴ムモノニシテ其緩慢ナルハ其本旨ニ違フモノナリ加之事件ノ審理ヲ了ヘ幾日ノ間ニ裁判言渡ヲ為スヘキ定規ナシトノコトナレハ控訴期限ノ長キ愈以テ疑ナキコトヲ得ス

其外初審ニ於テ控訴ノ届出ヲ為ストキハ執行ヲ止ムルノ定規アリ此法ハ其義務ヲ怠ラントスル負債者ニ好都合ヲ典ヘテ其期ヲ延スヲ得セシムヘシ其届出タル控訴ノ中眞実控訴ヲ為サントスルモノハ半数ヲ超ヘサルコト明カナリ右三個ノ缺典ヲ改正セハ訴訟法施行前ニ於テ同法事務ノ上ニ一大有効ノ保護ヲ増スモノト云フヘシ又小生ノ懸念スル処ハ執行ヲ原被告又ハ裁判所ノ手ニ置カスシテ之レヲ警察官ニ委スルコト是レナリ何ノ理由ニ因テ然リヤ愚考ノ及ハサル所ナリ兎角今日ノ輿論ニ從ヘハ斯ノ如キハ警察官職務外ノ事件ニシテ且裁判所ハ固有ノ威權ヲ以テ其言渡ノ執行ヲ為スコト能ハサルモノトセハ裁判所ノ手續モ又其保護ヲ受ク可キ債主モ共ニ其効力ヲ失フモノナリ

現今条約改正ノ上ヨリ論スルモ訴訟法發行ヲ待タス速ニ此法ヲ改正スルコト必用ナルヘシ

権制執行ハ裁判所ノ職權ヲ以テスルカ又ハ原被告ヨリ之レヲ為スカ訴訟法ノ定規ニ関スルコトナレトモ必ス執行吏(裁判所執行吏)ヲ設ケ其職制ヲ定ムルコトナラン

第四 民事ニ於ケル催促手續ハ刑事ニ於ケル刑事処分ト一般ノ効用アリ現在独乙訴訟法ニモ之レヲ載セタレトモ此法ハ特別ノ法律ヲ以テ訴訟法發行前既ニ之レヲ施行セリ故ニ本邦訴訟法發行前ト雖モ時宜ニ由リ此法ヲ設クルコト妨ナカルヘシ独乙国ニハ曾テ此法ヲ実行シ原被告モ裁判所モ共ニ時間、手数并ニ費用ヲ節減スルヲ得タリ

○三 倒産事件

倒産ノ手續ハ治安裁判ニ属シテ可ナリ但其規則ハ倒産法中ニ掲クルヲ要ス

○四 無訟裁判事務

無訟裁判事務ハ未タ裁判所ノ権内ニ属セストノコトナレトモ本邦司法ノ制度ニ付キテ之レヲ視レハ必ス缺ク可カラサルコトニシテ大ニ望マシキコトナリモシ左ノ規則ヲ設ケハ必ス缺ク可カラサルノ法ナラン

第一 後見人規則

政府ノ監督權利及ヒ監督義務ハ行政官ニ於テ十分施行スルヲ得ヘキカ故ニ未丁年ニ付キテノ法律ヲ裁判所ニ属スルハ必用ヨリ論スルニ非スシテ只毎時法律上確定ノ規則ヲ以テ私法上ノ事件ヲ裁決セント欲スルカ為メノミ其方法ニ至リテハ政府カ後見ヲ為スノ法、仏国法律ノ親族會議ノ法又ハ或ル事件ニ付キ確定セルモノヲ除キ後見人ヲシテ成ヘク自由ナル管理ヲ為サシムルノ法、此諸法中何レヲ採ルモ政府カ之レヲ監督セシニハ其職務ヲ治安裁判所ニ委任セサルヲ得サルヘシ未^{ツビルレンコルレーキ}丁年者會議ハ適切ナラス又要用ノコトニ非サルヘシ又仏国法律ノ如クソノ職務分任ハ不簡便ニシテ只ニ規式ニ止マルモノトナルヘシ

第二 地券及書入質ノ取扱モ亦治安裁判所ニ属センコト小生ノ大ニ勸告スル所ナリ独乙国ニ於テハ仏国法律ヲ奉スル地方ノ外之レヲ治安裁判所ノ管轄トス仏国法律ヲ奉スル萊因州ニ於テハ書入質ニ関シテ不都合甚タ多ク土地低^{リアルトレジット}当^レ貸^レニ付キテ屢々弊害ヲ生シ該州司法部法律ハ此害ヲ除クヲ以テ第一要務ト為スハ小生カ実験ニ由リテ知ル所ナリ但地券ニ関スル規則ヲ設定

スルハ殊ニ難事ニシテ又大ニ注意ヲ要スヘキコト論ヲ待タス

第三 其他又治安裁判所カ無訴裁判事務ヲ管轄スルモノトセハ其権限ハ何レノ辺ニ達ス可キカ例ヘハ或ル契約上ノ取扱、遺産證書ノ取扱又ソノ監保、又ハ糶売ノコトニ関スル等ノ諸事件ニ付キ其干渉スヘキ程度ハ本邦ニ於テ制定ス可キ公証人規則ノ如何ニ在ルモノナリ独己国ニハ目下三種ノ制度アリテ互ヒニ行ハル一ハコノ種類ノ裁判権ヲ全ク公証人ニ任スアレトモ本邦ニ於テハ今ヤ司法制度ヲ拡張スルノ時ニ在リ且政府カ自ラソノ裁判官ヲ以テ人民ニ便利ヲ典ヘンコトヲ欲スルハ適当ニシテ其利益ヲ主トスル公証人ニ此事ヲ委任スルハ事ノ宜キモノニアラサルナリ故ニ此制度ハ本邦ニ適切ナラス又一ハ此裁判権ヲ裁判所ニ全ク属スルノ制アレトモ是レハ二三ノ小候国ニ限ルコトニシテ公証人ヲ置カサル地方ハ漸次減少スルノ勢ナリ李国ハ大半(萊因州ヲ除ク)公証人アリテ尚ホ治安裁判所此事ヲ取扱フノ制ニシテ公証人ト代言人トハ併立スルモノト去レハ無訟裁判事務ハ治安裁判所ノ管轄ニ属シ又公証人規則中公証人カ兼テ之レヲ取扱フ可キ事項ヲ定ムルヲ最良トス

○乙 始審裁判所

○第一

始審裁判所ノ組織ニ関スル卑見左ノ如シ

第一 始審裁判所支庁ハ現今ノ裁判所組織ノ上ニハ既ニ不適當ナル可シ其管轄区域ノ上ヨリ之ヲ視レハ治安裁判所ノ如ク又其裁判権ニ就キテ之レヲ視レハ(些少ノ区別アルニモセヨ)始審裁判所ノ如シスノ如キ不完全ノ体裁ハ之レヲ廢シ支庁ハ其裁判権限ニ從ヒテ尋常ノ治安裁判所ニ改ムルヲ可トス

第二 始審裁判所ニ於テ第二審ノ裁判ヲ為ストキハ必ス合議裁判ヲ為スコシ数名ノ判事列席ニテ裁判ヲ為ストキハ独決裁判官ノ裁判ヨリモ確實ナルコトヲ保証スルヲ得レハナリ是レハ始審判決ニ対スル控訴ノ場合ノミナラス始審裁判所ノ管轄ニ属スル初審事件中難問事件又重大事件ニ於テハ合議裁判ヲ開ク可シ裁判官ノ学識ハ何レノ裁判所モミナ区別ナキ筈ナレハ数名ノ判事合議ノ判定ヲ善良精密ノ裁判トシテ保証スルノ外ナキヲ以テナリ

第三 上等裁判所ニ局ヲ設ケ又ハ部ヲ設ケルコトノ肝要ナルモ此理由アルニ由リテナリ

第四 裁判所カ受付ケタル事件ヲ其局部ニ分配スルニハ定規ナカル可カラス目下何レノ裁判所ニモ此定規アルコトナシ只刑事ニノミ治罪法第五十五章ニ職務分配ノ規則アレトモ實際ノ上ニハ所長ノ随意ニ之レヲ分配スルモノナリ所長カ事件ノ事情ニ由リテ之レヲ判事ニ分配スルモノトセハ裁判所ハ公明正大トノ信用ヲ得ルコト難カラン事件ノ分配ハ之レヲ所長ノ意見ニ任セサルヲ以テ裁判所ノ信用アルモノナリ

事件ノ分配ハ如何ナル方法ニ拠ルヲ可トスルカ例ヘハ事件ノ種類ニ拠ルヘキカ又ハ地方ノ区域ニ由ルヘキカ又ハ独乙ニ行ハル、如ク原告人又ハ被告人氏名ノ頭字ヲ以テ之レヲ分ツヘキカ是等ハ事ノ便宜ニ從フヲ良トス

此事件分配法ノ成規ハ数多ノ判事アル治安裁判所ニモ亦之レヲ設ク可シ

第五 毎年部員ヲ定ムルニ方リ之レヲ所長一人ノ意見ニ任スルカ又ハ独乙国ニ於ケルカ如ク所長ト部長ト及年長ノ判事ヨリ成立ツ所ノ本局ニ任スヘキカ是亦一個ノ問題ナリ但独乙ノ方法ハ法規ニ拘泥セルモノニシテ恐クハ本邦ニ適用ナラサル可シ

○第二

始審裁判所ノ権限ニ付キテノ意見

第一 治罪法ニ隨ヘハ

イ、始審裁判所ハ総テ輕罪ノ初審ヲ管轄スルモノトス然ルニ其庁治安裁判所々在地ニアラサルトキハ予審ヲ要スル輕罪ハ始審庁之レヲ管轄シ其余ハ治安裁判所ニ屬スルモノトス斯ノ如ク治罪法ヲ變更セシハ必ス止ムヲ得サル實際上ノ事情ヨリ為シタルコト明白ニシテ此改正ハ永久ノ法ト為シ且甲篇第一章第三節ニ記載セル主意ヲ以テ之レヲ普通ノ法ト為サンコトヲ望ム

重罪ハ二個ノ裁判所之レヲ管轄ス一ハ尋常ノ重罪裁判所ニシテ又一ハ国事犯ヲ裁判スル高等裁判所是レナリ右国事犯裁判所ハ裁判所組織中ニ於テ無用物ナリ宜ク之レヲ廢シ其事務ハ控訴裁判所又ハ始審裁判所判事ヨリ数名ノ合議裁判官ヲ編制シ以テ之レニ任スヘシ又重罪裁判所ヲ廢シ国

事犯（下ニ之ヲ論ス）ノ外総テ重罪ハ始審裁判所ノ管轄トセハ決シテ不都合ナカル可シ今日實際ニ行ハル、所ハ簡便ナル編制法ニシテコレヲ永久ニ存スルヲ可トス総テ予審ヲ要スル輕罪ト国事犯トノ外総テ重罪ノ初審ハ始審裁判所ノ管轄トシ而シテ始審裁判所控訴事件ハ控訴裁判所ニ属スヘシ

ロ、甲篇ニ述ヘタル如ク始審裁判所（控訴ヲ取扱フトキハ判事三名）ハ治安裁判所ノ裁判及ソノ命令ニ対スル控訴及故障ノ申立ニ付キテハ第二審ヲ管轄スルモノナリ治罪法ニ定ムル控訴ノ規則ハ刑事ニ関シ裁判所所管轄ヲ改正シタルヲ以テ（是レハ特別法律ヲ以テ改正セリ）全ク破レタルコト論ヲ俟タスハ、始審裁判所（予審判事ヲ論ス）ハ国事犯ノ外又予審ヲ取扱フモノタルヘシモシ一個ノ始審裁判所ニ数多ノ予審判事アルトキハ其執務ノ分配ハ上ニ陳ヘタルト同一ノ定規ヲ設ク可シ

第二 始審裁判所ハ

イ、初審ノ治安裁判所ニ属セサル民事ノ初審ヲ総テ管轄スヘシ是レハ僅ニ現在ノ法ヲ改メ戸長区長郡長ノミナラス総テ官庁モ初審ニ於テハ始審裁判所ノ管轄ヲ受ク可キモノト為サハ可ナリ此改正ハ合議裁判ノ制ニ付キ利益アルノミナラス又裁判所全体ノ編制ヲ簡便ニ為スモノナリ控訴ノ審理ハ控訴裁判所ニ属スヘシ

ロ、第二審（民事控訴局判事三名）

総テ訴訟ニ付キ治安裁判所ノ裁判及決定ニ対スル控訴故障并ニ倒産事件及無訟裁判事件ノ凡テノ故障ヲ管轄ス可シ此管轄ノコトニ関シ別ニ意見ヲ陳フルヲ要セス但控訴届ヲ以テ裁判執行ヲ止ムルノ一段ニ至リテハ既ニ前文陳述シ置ケルモノアリ

第三

裁判所官吏ニ対スル懲戒手續ニ関シ特別取扱ノ規則ヲ定ム可シ但特別ノ法律ヲ以テ之レヲ定ム可シ

第四

海上裁判所ハ特別裁判所トシテ之レヲ区分ス可シ

○丙 控訴裁判所

上文ノ陳述ニ拠リ控訴裁判所ハ始審裁判所ノ初審ニ於テ裁判シタル民刑事件ノ控訴及故障ヲ管轄スルモノト知ルヘシ部員ハ(刑事部民事部但懲戒部ヲ除ク)始審裁判所ノ局員ヨリ多数(五人)ナラサル可カラス其編制及事件分担ニ関シテハ乙篇第1章始審裁判所ノ意見ヲコ、ニ適用スヘシ

○丁 大審院

大審院ハ上告及破毀ヲ為スノ法廷ナリ又現今該院ハ国事犯(治罪法第八十三条)ノ裁判所ヲ構成スルノ慣例ナレハ此職務ヲ単ニ大審院ニ属スルノ法律ヲ設クルヲ可トス

又尋常裁判所ハ管轄違ヒ又ハ事故アル凡テノ場合ニ於テ大審院ノ指揮ヲ仰クヲ要スルハ甚タ不便ナリ一級上位ノ裁判ニテ十分ナルヘシ但其關係ノ裁判所カ他ノ控訴裁判所区内ニアルトキ又ハ種々ノ控訴裁判所ノコトニ関スルトキハ大審院ノ裁決ヲ受クヘキコト勿論ナリ

無訟裁判事務及懲戒手續ヲ制定スルニ至ラハ大審院ノ事務モ亦自ラ増加ス可シ

以上ノ陳述ヲ以テスレハ現在ノ實際手續ニ適當ナル裁判所ノ階級及其管轄ハ左記ノ如クナルヘシ

甲、治安裁判所(独決裁判官、初審裁判)

- (一) 刑事、違警罪及予審ヲ要セサル軽罪
- (二) 民事、百円以下ノ事件又ハ価格ニ関セス治安裁判所ノ管轄ニ属スヘキ或ル種類ノ事件
- (三) 倒産事件
- (四) 無訟裁判事件

乙、始審裁判所(判事三名ノ合議裁判)

一 初審

- (一) 刑事、予審ヲ要スル軽事及国事犯ヲ除ク重罪
- (二) 民事、治安裁判所ニ属セサル総テノ事件

第二 第二審治安裁判所ノ裁判又ハソノ命令ニ対スル控訴及故障

丙、控訴裁判所判事五名ノ合議裁判始審裁判所初審ノ裁判ニ対スル控訴及

故障ヲ管轄ス

丁、大審院（上告院、破毀院）国事犯ヲ裁判シ成規ニ因テ或ル裁判所ニ障碍ヲ生スルトキハ他ノ正当ナル裁判所ヲ以テ之レニ代ラシムルコトヲ裁定ス

此裁判所構成法ヲ実行センニハ先ツ裁判所編制法ヲ設ケサル可カラス全体ノ司法事務中裁判所編制及其管轄ニ付キ特別ノ一法ヲ設ケルコト甚タ肝要ナリ殊ニ本邦ハ今正ニ条約改正ノ談判ヲ開カントスルノ時ナレハ裁判所編制法ハ必要ノ問題ナリ又日本政府カ司法一般ノ制度ニ関スル法律ヲ改良セハ自ラ国ノ尊重ヲ増スノ基ニシテ必ス補益アルコトナルヘシ小生ハヨク其事情ヲ知レリ但是レハ政略上ノ事柄ニテ論外トスルモ裁判所編制法ハ裁判手続ノ基礎ニシテ缺ク可カラサルモノナリ殊ニ治罪法ニ掲ケル裁判所ノ管轄ハ現ニ大ニ変更シ又目下新訴訟法編制中トノコトナレハ愈々カノ編制法ノ必要ナルヲ覺ユルナリ

裁判所ノ編制法ヲ改正セント欲セハ又数多ノ法律ヲ発行セサル可カラスマツ小生カ意見ニ就キテ必用ト為スモノ左ノ如シ

- (一) 人ノ自由剥奪ニ関スル法律
- (二) 警察官刑事処分ニ関スル法律
- (三) 警察官ト裁判所トノ刑事処分ニ関スル法律
- (四) 勸解手続ニ関スル法律
- (五) 催促手続ノ法律
- (六) 執行手続ニ関スル法律
- (七) 裁判所ノ組織ヲ変更スルニ付必要トナルヘキ裁判所執行吏ヲ設ケルノ法律
- (八) 勸解局ヲ設ケルノ法律
- (九) 倒産手続ノ法律
- (十) 後見人ノ法律
- (十一) 地券簿ノ法律
- (十二) 右ノ外無訴裁判管轄ニ付キテノ法律
- (十三) 治罪法ハソノ原則既ニ破レタルヲ以テ至急ニ之レヲ改正センコトヲ

要ス

(山) 裁判所書記ノ定規ハ訴訟法ノ末尾ニ附加スルコトヲ要ス

(土) 条約改正ノ草按ニ因テ知レル如ク裁判費用ハ別ニ定規ヲ設クルコトヲ要ス

(火) 懲戒手續ノ定規ヲ設クルヲ要ス

右法律中ノ二三八(第四乃至第六)現今審査中ナル訴訟法ニ載スルコトナラン然レトモ其成功マテニハ尚ホ幾多ノ日子ヲ費スヘキコトナレハ条約改正ノ際其成功ヲ待タス単行法律ヲ以テ当分此法律無キカ為メニ生スル弊害ヲ除去スルコトヲ図ル可シ

閣下ノ尊諭ニ從ヒ右ニ陳述セル卑見ハ裁判所組織全体ニ付キノ経画ノ大体ヲ示スモノナレハ又此立按ニ拠リテ右各種ノ法律按ヲ草スルコトヲ得ヘシ凡ソ法律ヲ制定センニハ先ツ其目的ヲ確定シテ以テ之レニ拠ラサル可カラストノ貴説ハ小生ノ甚タ敬服スル所ニシテ又斯クノ如キ法律ヲ制定センニハ其趣向ヲ一途ニ定ムヘキハ閣下モ亦必ス御同意ナラント信シ候敬白

一千八百八十五年九月廿四日

オットルトルフ